



用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三条の二第一項若しくは第五十三条の二の三第三項（これらの規定を第八十九条の二第二項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定された土地（第五十三条の二の三第一項の規定により指定された土地については、換地を定めたものとて指定されたものに限る。）の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者は第五十四条の二第五項（第八十九条の二第十項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者（第五十三条の三の二第一項第一号（第八十九条の二第三項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）に掲げる土地を取得した者を除く。）には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

第五条第六項又は第七項（これらの規定を第四十八条第九項、第八十五条第五項、第八十五条の二第五項、第八十五条の三第四項及び第十項、第八十七条の二第十項、第八十七条の三第

七項、第八十八条第六項及び第十八条、第九十条の二第七項並びに第九十六条の三第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあっては、農用

地及び第五十条第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれららの土地以外の土地で、そ

の承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その者の同意を得て）農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。（以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者は、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を從前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

（公有水面の埋立ての免許を受けた者に対する適用）

第四条 この法律の規定の適用については、公有水面理立法（大正十年法律第五十七号）により

埋立ての免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

## （作成 第一章の二 土地改良長期計画

**第四条の二** 農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土资源の総合的な開発及び保全に資するよう

定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改

良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見を

きかなければならぬ。

5 農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

（改定）

第六条 前条第四項に規定する土地改良区を設立する場合に於ける土地改良区の設立の区域

は、前項の規定による公告をする前に、農林水

産省令の定めるところにより、同項の土地改良

事業の計画の概要につき市町村長と協議しなけ

ばならない。

4 第二条第二項第三号に掲げる事業又は当該事

業と他の事業と一体とした同項第一号に掲げる事業（以下「農用地造成事業等」と総称する。）の施行を目的とし、又は目的の一部に含

む土地改良区を設立する場合において、第一項

の認可を申請するには、同項の者は、第二項の三分の二以上の同意のほか、その同条第二項第三号に掲げる事業の施行に係る地域（以下「農

地外資格者」という。）についてその全員の同意を得なければならない。

5 前項に規定する土地改良区を設立する場合に

は、当該農用地造成事業等については、農用地

五条の規定を除き、この章において同じ。）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。この場合において、二以上の土地改良事業の施行を目的として一の土地改良区を設立することができるのは、これらの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。

前項の者は、同項の認可の申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（二以上

の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにつきは全体構成。次

項において同じ。）、定款作成の基本となるべき事項、同項の一定の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の一（二以上の土地改良事業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の二）以上の同意を得なければならない。

第一項の者は、同項の認可の申請をするには、前項の規定による公告をする前に、農林水

産省令の定めるところにより、同項の土地改良

事業の計画の概要につき市町村長と協議しなけ

ばならない。

（農用地造成事業等に係る農用地外資格者の同意）

第六条 前条第四項に規定する土地改良区を設立する場合には、当該農用地造成事業等についての農用地造成事業の権利又はその他の使用及び収益を有する者の全員の同意がなければならぬ。

6 国有地又は國若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。

7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならぬ。

（外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益を得ることができるのは、これららの事業相互間に相当の関連性がある場合に限るものとし、その場合における当該一定の地域は、その各土地改良事業の施行に係る地域のすべてを合わせた地域とする。

前項において、農用地造成事業等の施行により、その農用地造成事業等の施行につき、その使用及び収益をする者の意見を聽かなければならない。

外資格者は、その者の当該資格に係る土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益を得ることの至らないときは、前条第一項の者

は、その全員の同意を得るために必要な措置をとるものとする。

2 前項の規定により必要な措置をとつた場合に

おいても、なお当該農用地外資格者の全員の同意を得るために必要な措置をとつた場合に

おいても、なお当該農用地外資格者の全員

4 造成事業等に参加する資格の交替又はその同意をしない者の第三条に規定する資格に係る土地についての所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の移転、設定、変更若しくは消滅に關し、その交替をしようとする者又はその権利の移転、設定若しくは変更を受けようとする者の委託を受けて、都道府県知事に對し、必要なあつせん又は調停を行なすべき旨の申請をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の申請があつた場合に、は、すみやかに、あつせん又は調停を行なうものとする。

4 都道府県知事は、前項の調停を行なう場合に、は、第二項の同意をしない者その他農林水産省令で定める者の意見をきくとともに、関係農業委員会に対し助言資料の提示その他必要な協力を求めて、調停案を作成しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により調停案を作成したときは、これを当該調停の当事者に示してその受諾を勧告するものとする。  
(設立認可の申請)

第六条 第五条第二項の三分の二以上の同意(同条第四項に規定する土地改良区の設立については、同条第二項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意)があつたときは、同条第一項の者は、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他の必要な事項を定め、同項の認可を申請することができる。

2 前項の土地改良事業計画及び定款は、第五条第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同項の規定により同意を得た土地改良事業の計画の概要及び定款の成の基本となるべき事項に基いて作成されたものでなければならぬ。

3 土地改良事業計画においては、農林水産省令の定めるところにより、当該土地改良事業について、目的、その施行に係る地域、工事又は管理に関する事項(換地計画を定める土地改良事業にあつては、工事に関する事項のほか、当該換地計画の概要)、事業費に関する事項、効果に關する事項その他農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 前項の工事に関する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうち

農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他他の土地の区域を分けて、そのそれぞれにつき定めなければならない。

第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府県に於て、前項の規定による請求を拒んではならない。

（審査及び公告等）

**第八条** 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画並びに定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

都道府県知事は、前項の審査に當つては、農林水産省令の定めるところにより、農用地の改良、開発、保全又は集團化に関する専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基かなければならぬ。

前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

都道府県知事は、前条第一項の規定による申請について、次の各号の一に該当する場合及び次項の規定に該当する場合を除き、第一項の規定により適當とする旨の決定をしなければならない。

一 申請に係る土地改良事業が、第一条に規定する目的及び原則を基礎として政令で定める土地改良事業の施行に関する基本的な要件に適合するものでないとき。

二 申請の手續又は定款若しくは土地改良事業の計画の決定手續若しくは内容が法令又は法令に基づいてする行政府の処分に違反しているとき。

三 申請に係る土地改良区が、申請に係る土地改良事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎又は技術的能力を欠く等土地改良事業の遂行のための基礎的な要件として政令で定める要件を欠くと認められるとき。

5 都道府県知事は、前条第四項に規定する土地改良事業に係る同条第一項の規定による申請について、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適当とする旨の決定をしてはならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であると見込まれるもののが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集團化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供するための土地が新たに必要な場合には、当該非農用地区域が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

三 前号に掲げる場合のほか、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的経済的社会的諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見通される場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地区域がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

良事業に關係のある水面につき漁業権又は入漁権を有する者その他これらの方地、物件又は権利に關し権利を有する者（以下「利害關係人」という。）は、前条第六項の規定による公告に係る決定に對して異議があるときは、同項に規定する総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に都道府県知事にこれを申し出ることができる。

都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、前条第二項に掲げる技術者との意見をきいて、同条第六項に規定する総覽期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

第一項の異議の申出には、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）中審査請求に関する規定（同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十三条を除く。）を準用する。

都道府県知事は、第二項の規定による決定が第七条第一項の規定による申請に係る土地改良事業計画又は定款に矛盾するものであるときは、同項の規定による申請を却下しなければならない。

第二項の規定による決定及び前項の規定による却下又はこれらの不作為については、審査請求をすることができない。

（土地改良区の成立）

**第十一条** 都道府県知事は、前条第一項の異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第二項の規定による決定があつたときは、同条第四項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

土地改良区は、前項の規定による認可により、第五条第一項の一定の地域を地区として成立する。

都道府県知事は、土地改良区が成立したときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。





- 第一項の請求は、改選の理由を記載した書面を土地改良区に提出してしなければならない。  
前項の規定による書面の提出があつたときは、土地改良区は、総会の会日から五日前までに、当該役員に対し、その書面の写しを送付し、かつ、総会において、弁明する機会を与えることとする。

(仮理事の選任等)

**第二十九条の四** 役員の職務を行う者がないため遅滞により損害を生ずるおそれがある場合において、組合員その他利害関係を有する者の請求があつたときは、都道府県知事は、仮理事を選任し、又は役員を選舉するための総会を招集して役員を選挙させることができる。

2 前項の総会の招集については、第二十八条及び第四十五条の規定を準用する。

(総会の議決事項)

**第三十条** 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

  - 一 定款の変更
  - 二 規約、第五十七条の二第一項の管理規程又は第五十七条の三の二第一項の利水調整規程の設定、変更又は廃止
  - 三 起債又は借入金の借入れ並びにそれの方法、利率及び償還の方法
  - 四 経費の收支予算
  - 五 予算をもつて定めたものを除くほか、土地改良区の負担となるべき契約
  - 六 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
  - 七 決算関係書類の承認
  - 八 第七十七条第二項又は第八十一条の規定により協議して定める事項

九 第九十三条(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による申出定款の変更是、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

4 定款の変更是、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員等を除く。)に対抗することができない。

5 第二項の認可には、第八条第四項の規定を準用する。

(議決権及び選挙権)

**第三十一条** 組合員は、各々一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。

2 組合員は、第二十八条第一項(第二十九条の四第二項において準用する場合を含む。)の規

定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。

組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

前二項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

代理人は、その組合員と住居及び生計を一にする親族又は他の組合員でなければならない。  
代理人は、四人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

(議決権のない場合)

**第三十一条の二** 土地改良区と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(総会の議決方法等)

**第三十二条** 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

議長は、総会で選任する。

議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。(重要事項の議決方法)

**第三十三条** 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

一定款の変更

二 土地改良事業計画の設定若しくは変更、第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請、第八十七条の二第四項の規定による同意又は土地改良事業の廃止  
三 解散又は合併

(決議事項の制限)

- （一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の準用）

**第三十五条** 土地改良区には、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を準用する。

（経費の賦課）

**第三十六条** 土地改良区は、定款で定めるところにより、その事業に要する経費（第九十条第四項（第九十一条第四項及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第八項又は第九十一条第五項の規定により徴収される金銭を含む。）に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭夫役又は現品を賦課徴収することができる。

前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により当該組合員に対して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

第一項の規定による賦課に当たつては、地積、用水量その他の客観的な指標により、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。

土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項及び第二項に規定するもののほか、定款で定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。

組合員又は准組合員は、第一項若しくは第二項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。

夫役又は現品は、金銭で算出して賦課しなければならない。

夫役又は現品は、金銭で代えることができない。

9 土地改良事業の施行に關し第一項又は第二項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に關する法令の趣旨に沿うものでなければならぬ。

土地改良区は、第一項、第二項又は第四項の規定による場合のほか、定款で定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行う土地改良事業によつて利益を受ける者で農林水産省令で定めるもの（以下この条において「特定受益者」という）から、特定受益者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

土地改良区は、前項の認可を申請しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、同項の徴収の方法について、特定受益者及び市町村長の意見を聽かなければならぬ。

11 前項の規定により特定受益者又は市町村長の意見が述べられたときは、第九項の認可を申請するするは、その申請書面に、当該意見を記載した書面を添付しなければならない。

（土地改良施設の管理への協力）

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るために必要があると認めるとときは、定款で定めるところにより、施設管理組合員に対し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。  
（特別徵収金）

第三十六条の三 土地改良区は、政令で定めることにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地で、その者の第三条に規定する資格に係るものと當該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所持権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から第三十六条第一項又は第二項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金錢その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができ



業の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときには、施行の全般構成又はその全ての土地改良事業に係る全体構成及び定款を変更する必要があるときは変更後の定款その他必要な事項を、土地改良事業のうち廃止に係る各土地改良事業について、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 土地改良事業計画の変更又は新たな土地改良事業の施行の場合であつて、当該土地改良事業区が現にその地区としている地域（以下「現行地区」という）以外の地域が、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部となるとき。

その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後又はその新たな採択において当該土地改良区が現にその地区としている地域と同一の地域）の施行を目的とする場合には、その各土地改良事業のうちその変更又はその新たな採択に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域内（これらの土地改良事業のうち、土地改良事業計画の変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の又はその新たな採択に係る土地改良事業の施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業について、その該当しないことによる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）の土地（以下この条において「改定地域内の土地」という。）のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意及び改定地域内の土地のうちその他の土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意

改定地域内の土地に係る組合員の三分の一  
以上の同意  
土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業の施行を目的としている場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内の土地に係る組合員の三分の二以上の

る旨の申出があり、かつ、当該申出に係る変更によりその土地改良事業の効率が高められるとして認めるとときは、当該変更に係る第三項及び第四項に規定する手続を省略することができる。

土地改良区は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限る。）をし、農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更を行おうとする場合は、第一項の認可の申請をするには、第三項又は第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たに、又はその新

文	四	三	二	一
は	地	地	地	12
は	業	業	業	11
は	場	場	場	都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならぬ。
は	制	止	止又は新たに採択する土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗することができない。	
よ	外	第	四十九	（急施の場合）
は	事	事	事	土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廢止又は新たに採択する土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員等を除く。）に対抗することができない。
は	業	災害又は突発事故被害のため急速に	災害又は突発事故被害のため急速に	第四十九条 災害又は突発事故被害のため急速に
は	業	第二条第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかるらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。	第二条第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかるらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。	第二条第二項第五号の土地改良事業を新たに行う必要がある場合には、土地改良区は、前条の規定にかかるらず、総会の議決を経て応急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。
は	業	前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。	前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。	前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。

(国有地の譲与又は国有地への編入)  
**第五十条** 土地改良事業（農林水産省令で定めるもの）を除く。次項において同じ。の施行によつて道路、用排水路、ため池、堤その他の公共の施設と共に一括して（以下「首答各」といふ。）

第八項第一款  
第ニ条余  
用は供する施設（以下「道路等」といふ）の全部又は一部につきその用途を廃止した結果不<sup>良</sup>用となつた国有地がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲り受ける。

第五十一条 消除

**第五十二条** 土地改良区は、その行う土地改良事業（第四十九条第一項の規定により急工事計

美第4一九条第一項の規定によつて、前項第一事項  
画を定め、これに基づいて行う第二条第二項第五  
号の事業を除く。)につき、その事業の性質

11

道 人 未

1

一

3

九

1

9

十一

1

只

1

1

1

改められた土地のうち、前項の換地計画を定める場合においては、その区に係る換地計画において、必要があるときは、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、その従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれ



支払及び徴収の方法及び時期を定めなければならぬ。

3 第一項の規定により從前の土地について地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない場合において、その從前の土地の全部又は一部につき先取特權、質権又は抵当権があるときは、前項の規定により換地計画において清算金を定めるに當たつて、当該権利の及ぶべき清算金の額を併せて定めなければならない。

第五十三条の二の三 土地改良区は、換地計画を定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る。）を、これを從前の土地とする地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第五十三条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する同意」とあるのは、「第五十三条の二の二第一項の規定による申出又は同意」と読み替えるものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方法により支払うことができる。

（土地改良施設等の用に供する土地についての措置）

第五十三条の三 換地計画においては、第一号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合にはその換地計画に係る一定の土地で

当該換地計画に係る土地改良事業の施行の結果当該施設の用に供されるものを、第二号又は第三号に掲げる施設の用に供するための土地が新たに必要な場合には当該土地改良事業の計画に定められた換地を定める従前の土地又は換地を定めない従前の土地がある場合には、その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、次の各号に掲げる土地を、換地として定めないで、それぞれ換地として定めないで、これらの施設の用に供する土地（同号に掲げる施設の用に供する土地については、当該施設の用に供する土地の総面積のうち当該施設を當該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が利用する割合に応じた面積を超えない範囲内の土地に限る。）として定めることができる。この場合は、その土地は、その換地とみなされるものとする。

一 当該換地計画に係る地域内（当該換地計画に係る土地改良事業計画において非農用地区域が定められている場合にあつては、非農用地区域外）の一定の土地 当該換地計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内の土地とみなされるものとする。

一 当該土地改良事業によつて生ずる土地改良施設

二 次に掲げる施設のうち、当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者が主として利用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるもの

イ 農業経営の合理化のために必要な施設（前号に掲げる施設を除く。）で農林水産省令で定めるもののうち、地方公共団体の計画に定められたもの

ロ 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設（前号及びイに掲げる施設を除く。）で農業構造の改善を図ることを目的とするもの

三 前項の規定による一時利用地の指定は、その用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する土地（前条第一項第一号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する土地）に供する土地（前条第一項第一号に掲げる施設の用に供する土地及び同項第三号に掲げる施設の用に供する土地）を除く。又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地

四 前項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五条第七項に掲げた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

五 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

六 第一項の規定により一時利用地をその性質によつて定まる用方に従い、従前の土地に

施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの（同号に掲げる施設を除く。）

当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの（同号に掲げる施設を除く。）

前項前段の場合には、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合その他の政令で定める者のうち、土地改良区が当該土地を取得することが適当と認める者を、その者の同意を得て、当該土地を取得すべき者として定めなければならない。

第一項前段の場合には、第五十三条の二の二第二項の規定を準用する。ただし、換地計画において第一項第一号の土地改良施設の用に供される土地を取得すべき者として定められる者があつては、この限りでない。

（換地計画の変更）

第五十三条の三の二 換地計画においては、第五十三条の二の二第一項の規定により地積を特に減じて換地を定める従前の土地又は換地を定めない従前の土地がある場合には、その特に減じた地積又はその換地を定めない従前の土地の地積を合計した面積を超えない範囲内で、次の各号に掲げる土地を、換地として定めないで、それぞれ当該各号に掲げる土地として定めることができ。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

（時利用地の指定）

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうに必要がある場合に

二 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を指定する場合には、換地計画において定められた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

三 第一項の規定による一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

四 第一項の規定により一時利用地が指定されたときは、従前の土地につき第五条第七項に掲げた事項又はこの法律で規定する換地計画において定める事項の基準を考慮してしなければならない。

五 第一項の規定により一時利用地の指定は、その一時利用地及び従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知してするものとする。

六 第一項の規定により一時利用地をその性質によつて定まる用方に従い、従前の土地に

施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの（同号に掲げる施設を除く。）

当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の大部分が利用すると見込まれる施設で、前号イ又はロに掲げる施設に該当するもの（同号に掲げる施設を除く。）

二 前項前段の場合は、第五十三条の二の二第二項及び前条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「土地改良区、市町村」とあるのは、「第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地及び同項第二号に掲げる土地にあっては当該換地計画に係る地域の全部若しくは一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構又は当該換地計画に係る地域の周辺の地域において効率的かつ安定的な農業経営を営み若しくは営むと見込まれる者で農林水産省令で定めるものうち、土地改良区が当該土地を取得することが適當と認める者を、同項第二号に掲げる土地にあっては土地改良区、市町村」と、「その者」とあるのは、「それぞれ、その者」と読み替えるものとする。

（換地計画の変更）

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（換地計画の変更）

第五十三条の四 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

（換地計画の変更）

第五十三条の五 土地改良区は、換地処分を行なう前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合又は土地改良事業に係る換地計画に基づき換地処分を行なうに必要がある場合に

二 土地改良区は、前項の規定により一時利用地を定めないこととされる従前の土地（次項に規定する土地を除く。）につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部又は一部について使用し及び収益することを停止させることができ。この場合には、その期日の相当期間前ま

でに、その旨を当該権利者に通知しなければならない。

三 土地改良区は、換地処分を行う前において、第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算

第一項又は前項の規定によりこれらの各項に  
後段の規定を準用する。  
第一項が支払われた土地（同条第一項の規定により  
換地を定めない土地として指定された土地に限  
る。）につき第五条第七項に掲げる権利を有す  
る者に対し、期日を定めて、その期日からその  
土地の全部について使用し及び収益することを  
停止させることができる。この場合には、前項

3 土地改良区は、第五十三条の五第一項の規定により一時利用地を指定した場合又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部若しくは一部につき使用し及び収益することを停止させた場合において、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、第五十三条第二項又は第五十三条の二の二第二項（第五十三条の三第三項及び第五十三条

(換地処分の効果及び清算金

**第五十四条の一** 前条第四項の規定による公告があつた場合には、当該換地計画に定める換地権利は、その公告があつた日の翌日から従前の土地とみなされるものとし、その換地計画において存する換地を定めなかつた従前の土地について存する権利は、その公告があつた日限り消滅するものとする。

ては前条第四項の規定による公告があつた日限り消滅するものとし、その他の権利（地役権を除く）にあつてはその公告のあつた日の翌日から、前項の規定により国若しくは地方公共団体に帰属する土地又はその土地のうち農林水産省令の定めるところにより国若しくは地方公共団体がその権利を有する者の意見をきいて定める部分について存するものとみなす。

の三の一第二項において準用する場合を含む。)に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の徴収又は支払いの方法に準ずる方法により徴収し又は支払うことができる。

2 前条第四項の規定による公告があつた場合は、第五十三条规定により、当該換地計画において、換地につき、從前の土地について存する所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限の目的となるべきものとして指定されたもの

**(清算金の徴収及び支払い)**

で、その全部又は一部の土地について、その有する當該権利に基づく使用及び収益をすることができない。  
(一時利用地の指定等に伴う土地の管理)  
**第五十五条の七** 第五十三条の五第一項の規定に  
第一の二条(利用地)第五十三(賃借)の二に易(ア)又は前二

**第五十四条** 換地処分は、当該換地計画に係る土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、その換地計画において定められた関係事項を通じてするものとする。

3 土地又はその部分は、その公告があつた日の翌日から当該権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分とみなされるものとする。  
前二項の規定は、行政上又は裁判上の処分等で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼす。

て、確定した清算金の額と第五十三条の二の三第三項の規定により支払った仮清算金又は第五十三条の八第三項の規定により徴収し、若しくは支払った仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に相当する額の金銭を徴収し

より一時利用地が指定された場合又は前条第一項若しくは第二項の規定によりこれらの各項に規定する土地の全部若しくは一部について使用し及び収益することが停止された場合には、これら処分により使用し及び収益することができる者の多くなりた土地又はその部分については、不動産登記簿に

はついて、当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。ただし、当該土地改良事業の計画に別段の定めがある場合においては、当該地計画に係る地域の全部について工事が完了する以前においても換地処分をすることができる。

及ぼさない。  
第五十三条第二項又は第五十三条の二の二第二項（第五十三条の三第三項及び第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画において定められた清管資金は、前条第四項の規定による公告があつた日

又は支払わなければならない。  
(換地処分による登記)

第五十三条の八 第五十三条の五第一項の規定による公報がある日まで、土地改良区がこれを管理するものとする。

3 土地改良団は換地処分をした場合には滞らなくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。  
4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合には、遅滞なく当該換地処分があつた旨を公告しなければならない。

の翌日において確定する。

**第五十六条** 土地改良区は、農業用用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行なう者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項（土地改良区の協議請求）ない。

より一時利用地が指定された場合において、その一時利用地若しくは従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて損失を受けたとき、又は第五十三条の六第一項の規定により同項に規定する従前の土地の全部告示くは一部につき使用し及び収益するこ

都道府県知事は、前項の規定による公告をした場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。

（第五十三条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定によりその換地計画において当該換地を取得すべき者として定められた者が取得する。

2 項につき協議を求めることができる。  
土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設（土地改良区が委託を受けたて管理するこれらの施設を含む。）が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設（以

2 全部若しくは一部に亘り、その利用を停止する権利を有する者は、その停止によつて損失を受けたときは、土地改良区は、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第五十三条の五第一項の規定により一時利用

(第三回) 第二の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を從前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこととした場合には、それぞれ、当該の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならない。この場合には、これらの換地計画に係る換地区分は、第二項の規定にかかわらず

のに定めた場合において、その土地に存する道路等が廃止されるとときは、その換地計画においてこれに代わるべき道路等の用に供する土地と定められたものは、その廃止される道路等の用に供している土地が国の所有する土地である場合には国に、地方公共団体の所有する土地である場合には地方公共団体に、前条第四項の規定

下この項及び次項において「他用途施設」といふ。(う。)の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を他用途施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用

第一二二条第一項の規定による場合において、従前の土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者がその指定によつて利益を受けるときは、土地改良区は、その利益を受ける者から、その利益に相当する額の金銭を徴収することができる。

による公告があつた日の翌日においてそれぞれ帰属する。

の分担その他必要な事項につき協議を求める、  
とができる。この場合において、当該土地改良  
施設がその土地改良区が委託を受けて管理する  
ものであるときは、あらかじめ、その委託をし  
た者の同意（その委託をした者が国又は地方公



とする権利の目的に供されているときは、その放棄又は解除をしようとする者は、当該他の者の同意を得なければならない。同項の規定により地役権者が放棄又は解除をする場合において、当該地役権に係る要役地が他の者の使用又は収益を目的とする権利の目的に供されているときも、また同様とする。

3 第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達成することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。この場合において、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地（地役権者の場合にあつては、当該承役地）に関してその組合員である者に対して、求償することができる。

（組合員の地代等の増額請求）

第六十二条 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権、賃借権又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利（これらに係る対価を徴しないものを除く。）の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地の所有者、賃貸人その他の使用又は収益をさせている者で、その土地に関し組合員であるものは、地代、小作料、地役権の対価、賃貸料又はその他の使用若しくは収益を目的とする権利の対価の相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免かれることができる。（地役権の効力）

第六十三条 換地計画に係る土地の上に存する地役権は、第五十四条第四項の規定による公告があつた後でも、なお從前の土地の上に存する。土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役権は、消滅する。

3 土地改良事業によつて從前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第六十条の規定による請求に基く地役権の対価の減額があつた場合には、この限りでない。

（請求の期限）

第六十四条 第六十一条の規定による地代等の減額若しくは払戻しの請求、第六十一条第一項の規定による権利の放棄若しくは契約の解除、第六十二条第一項の規定による地代等の増額の請求

又は前条第三項の規定による地役権の設定の請求は、当該土地改良事業の工事の完了につき第百十三条の三第二項の規定による公告があつた日（換地処分に係るものにあつては、第五十四条第四項の規定による公告があつた日）から起算して一年を経過したときは、することができる（農地法の適用）。

第六十五条 第五十八条から前条までの規定は、農地法の適用を妨げない。

第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併

（地区変更）

第六十六条 地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合には、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならぬ。（解散）

第六十七条 土地改良区は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 第百三十五条第一項の規定による解散命令

三 合併

2 総会の議決による解散は、都道府県知事の認可を受けなければならない。

3 土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散したときは、都道府県知事は、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（清算中の土地改良区の能力）

第六十八条 土地改良区が解散したときは、合併によって解散した場合を除いて、理事事がその清算の代理人となる。ただし、総会で他の者を選任した場合には、この限りでない。

（請求の期限）

第六十九条の二 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知りえている債権者を除外することができる。（清算人の催告）

3 清算人は、知りえている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。（期間経過後の債権の申出）

第六十九条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地改良区の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されない財産に対しても、請求をすることができる。（残余財産処分の制限）

第七十条 清算人は、土地改良区の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができる。（裁判所による監督）

第七十二条 土地改良区は、合併しようとする場合は、総会において合併を議決しなければならない。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職權で、清算人を選任することができる。

4 清算人については、第十八条第十七項から第十九項までの規定を準用する。（清算人の職務及び権限）

第六十八条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うため必要な一切の行為をすることができる。（清算人の財産調査義務）

第六十九条 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く。及び財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出し、又は提供し、その承認を求めなければならない。（清算の申出の催告等）

2 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をするべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

3 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知りえている債権者を除外することができる。（不服申立ての制限）

4 第七十二条の四 清算人の選任の裁判に対する不不服申立てることができない。

第五章 土地改良区の解散及び清算

第七十二条 土地改良区は、土地改良区の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人及び監事」とあるのは、「土地改良区及び検査役」と読み替えるものとする。（合併の要件）

第七十三条 土地改良区は、合併しようとする場合は、総会において合併を議決しなければならない。

2	合併は、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。
3	都道府県知事は、前項の認可をしたときは、合併後存続する土地改良区については合併により設立する旨及び定款を変更する旨、合併により設立する土地改良区については合併により設立する旨、合併により消滅する土地改良区については合併により解散する旨を公告しなければならない。
4	土地改良区の合併は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員等を除く。）に対抗することができない。
5	土地改良区の合併により土地改良区を設立するにあたるまでは、これをもつて第三者（当該関係土地改良区の組合員等を除く。）に対抗することができない。
2	土地改良区の合併については第五条第一項後段の規定を、第二項の認可については第八条第四項の規定を準用する。

#### （合併の手続）

第七十三条 合併により土地改良区を設立するには、関係各土地改良区の総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による設立委員の選任については、第三十三条の規定を準用する。

#### 第七十四条 削除

##### （合併による権利義務の承継）

第七十五条 合併後存続する土地改良区又は合併によって成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務（その土地改良区がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む。）を承継する。

#### 第五款 土地改良区の組織変更

##### （組織変更）

第七十六条 土地改良施設（土地改良施設の機能、規模、利用の状況等を勘案して土地改良区がその管理を行うことが必要なものとして農林水産省令で定める基幹的な土地改良施設を除く。）の管理を行う土地改良区（土地改良施設の管理以外の土地改良事業を併せ行うものを除く。以下「施設管理土地改良区」という。）は、その組織を変更し、一般社団法人になることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。（組織変更計画の承認等）

#### 第七十七条 施設管理土地改良区は、前条の規定による組織変更（以下この目において「組

#### 第七十八条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十条 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十八 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十九 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十一 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十二 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十三 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十四 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十五 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十六 土地改良区への組織変更

##### （組織変更）

#### 第七十七 土地

3 組織変更後一般社団法人の社員及び債権者は、前項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、組織変更後一般社団法人の定めた費用を支払わなければならない。

(組織変更の無効の訴え)

組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十九条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十四条(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。(政令への委任)

第七十六条の九 組織変更の無効の訴えについては、会社法第八百二十九条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項(第六号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十九条まで並びに第八百四十六条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

## 第二日 認可地縁団体への組織変更

この目に定めるものほか、組織変更に関する事項は、政令で定める。

(組織変更)

第七十六条の十一 施設管理土地改良区(市町村の区域を超える区域を地区とするものを除く。以下この目において同じ。)は、その組織を変更し、認可地縁団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体をいう。以下同じ。)によることができる。ただし、施設管理土地改良区が行政不服審査法の規定によりされた審査請求につき裁決をしていないときは、この限りでない。

(組織変更計画の承認等)

第七十六条の十二 施設管理土地改良区は、前項の規定による組織変更(以下この目において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画を作成して、総会の議決により、その承認を受けなければならない。

組織変更計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。  
一 組織変更後の認可地縁団体(以下「組織変更認可地縁団体」という。)の規約で定める事項  
二 組織変更後認可地縁団体の構成員の氏名及び住所  
三 組織変更後認可地縁団体の代表者の氏名  
四 組織変更後認可地縁団体に監事を置くときは、監事の氏名  
五 組織変更がその効力を生ずべき日  
六 その他農林水産省令・総務省令で定める事項

(組織変更の認可)

都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、組織変更計画に定められた組織変更後認可地縁団体に関する事項について、当該組織は一部とする市町村の長の同意を得なければならぬ。この場合において、当該市町村の長は、当該組織変更が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同意をしなければならない。

組織変更後認可地縁団体が、地方自治法第二百六十条の二第二項第一号から第三号までに掲げる要件に該当していること。

組織変更計画において、前項第二項第一号に掲げる事項として、地方自治法第二百六十条の二第三項各号に掲げる事項が定められていること。

都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、前項の同意をした市町村の長に当該認可をした旨の通知をしなければならない。

組織変更後認可地縁団体に対する地方自治法第二百六十条の二第十項の規定の適用については、同項中「第一項の認可をしたとき」とあるのは、「土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七十六条の十三第三項の通知があつたとき」とする。

(組織変更の効力の発生等)

第七十六条の十四 組織変更をする施設管理土地改良区は、第七十六条の十二第二項第五号の日又は前条第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日(以下この条及び次条において「効力発生日」という。)に、認可地縁団体となる。

組織変更をする施設管理土地改良区は、効力発生日に、第七十六条の十二第二項第一号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。この場合においては、当該定款を組織変更後認可地縁団体の規約とみなす。

(組織変更の効力の発生等)

第七十六条の十五 組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等で、組織変更をする施設管理土地改良区の組合員等で、組織変更後認可地縁団体となること

の構成員となることができないものは、効力発生日に当該施設管理土地改良区を脱退したものとみなす。

(準用規定)  
第七十六条の十六 第二十四条、第七十六条の二第二項及び第三項、第七十六条の三、第七十六条の四、第七十六条の五第二項から第四項まで、第七十六条の六第四項並びに第七十六条の八から第七十六条の十までの規定は、組織変更について準用する。この場合において、第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは、「第七十条の二第二項中「前項」とあるのは、「第七十六条の十二第一項」と、同条第三項中「第一項の」とあるのは、「第七十六条の十二第一項の」と、第七十六条の三第二項第二号及び第七十六条の八第二項第三号中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・総務省令」と、第七十六条の五第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第七十六条の十三第一項」と、第七十六条の六第四項中「第二章第一節第五款第一目」とあるのは、「第二章第一節第五款第二目」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十六条の十七 第二款 土地改良区連合は、総代会を設けることができる。

(所属土地改良区の増減)  
第七十六条の十八 第二款 土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によって、農林水産省令で定めるところにより、定款等を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(総会の組織)  
第七十六条の十九 第二款 土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がそれぞれの定款の定める手続に従いその組合員のうちから選出する議員で組織する。

第七十六条の二十 第二款 公告の方法  
第七十六条の二十一 第二款 関する事項  
第七十六条の二十二 第二款 事業年度  
第七十六条の二十三 第二款 水産省令で定める。

(役員)  
第七十六条の二十一 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の二十二 第二款 八 事業年度

第七十六条の二十三 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の二十四 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の二十五 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の二十六 第二款 八 事業年度

第七十六条の二十七 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の二十八 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の二十九 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の三十 第二款 八 事業年度

第七十六条の三十一 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の三十二 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の三十三 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の三十四 第二款 八 事業年度

第七十六条の三十五 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の三十六 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の三十七 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の三十八 第二款 八 事業年度

第七十六条の三十九 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の四十 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の四十一 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の四十二 第二款 八 事業年度

第七十六条の四十三 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の四十四 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の四十五 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の四十六 第二款 八 事業年度

第七十六条の四十七 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の四十八 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の四十九 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の五十 第二款 八 事業年度

第七十六条の五十一 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の五十二 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の五十三 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の五十四 第二款 八 事業年度

第七十六条の五十五 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の五十六 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の五十七 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の五十八 第二款 八 事業年度

第七十六条の五十九 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の六十 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の六十一 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の六十二 第二款 八 事業年度

第七十六条の六十三 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の六十四 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の六十五 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の六十六 第二款 八 事業年度

第七十六条の六十七 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の六十八 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の六十九 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の七十 第二款 八 事業年度

第七十六条の七十一 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の七十二 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の七十三 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の七十四 第二款 八 事業年度

第七十六条の七十五 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の七十六 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の七十七 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の七十八 第二款 八 事業年度

第七十六条の七十九 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の八十 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の八十一 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の八十二 第二款 八 事業年度

第七十六条の八十三 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の八十四 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の八十五 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の八十六 第二款 八 事業年度

第七十六条の八十七 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の八十八 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の八十九 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の九十 第二款 八 事業年度

第七十六条の九十一 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の九十二 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の九十三 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の九十四 第二款 八 事業年度

第七十六条の九十五 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の九十六 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の九十七 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の九十八 第二款 八 事業年度

第七十六条の九十九 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の一百 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の一百零一 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の一百零二 第二款 八 事業年度

第七十六条の一百零三 第二款 九 公告の方法  
第七十六条の一百零四 第二款 六 役員の定数 任期、職務の分担及び選舉に

関する事項  
第七十六条の一百零五 第二款 七 議員に関する事項  
第七十六条の一百零六 第二款 八 事業年度

合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一、当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の議員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。

二、その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。

三、当該土地改良区連合の理事又は重要な使用者の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。

(合併又は組織変更の禁止)

**第八十三条** 土地改良区連合は、合併又は組織変更をすることができない。

(土地改良区に関する規定の準用)

**第八十四条** 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定（これに係る罰則を含む。）を準用する。

## 第二節 国又は都道府県の行う土地改良事業

（申請）

**第八十五条** 第三条に規定する資格を有する者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域に係る土地改良事業を国又は都道府県が行うべきことを、国が行うべきもの（以下「国営土地改良事業」という。）あつては農林水産大臣に、都道府県が行うべきもの（以下「都道府県営土地改良事業」という。）あつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（以下「全体構成」並びにこれらの土地改良施設）を申請して、同項の規定による申請をするには、その各土地改良事業に係る計画の概要及び管理方法等その他の必要な事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上）の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産省令で定めるときには、市町村は、前項の三分の二以上の同意を得なければならない。

第一項の規定による申請をするには、その申請書に第一項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上）の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

2 9 **第八十五条の二** 市町村は、農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和十四年法律第五十八号）第八条第一項又は第九条第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。）を達成するため

4 5 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

6 第一項の者は、前項において準用する第五条第三項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業等に係る農用地外資格者についての農用地造成事業等の施行を内容とするときは、第一項の規定による申請をするには、その各土地改良事業に係る計画の概要及び管理方法等その他の必要な事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上）の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

7 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

8 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面及び同項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上）の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

9 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

10 第一項の場合において、その申請が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

3 4 5 6 7 8 9 10 容の一部に含む第一項の規定による申請をするには、同項の者は、前項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

る申請については、第七項の規定により示した事項)を記載した書面及び第二項の三分の二以上の同意(農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意、第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする申請については、当該申請に係る第七項の同意)があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業については、関係都道府県知事を経由して、(第六項の規定により市町村の議会の議決を経てする国営土地改良事業の申請にあつては、直接)農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業については、関係都道府県知事に提出しなければならない。

**第八十五条の三 土地改良区は、政令の定めること**により、次に掲げる土地改良施設の更新のために行う当該土地改良施設の変更を内容とする第二条第二項第一号の事業(以下この条及び第八十七条の二第四項において「施設更新事業」という。)を国又は都道府県が行うべきことを、(その土地改良施設(第二号に掲げる土地改良施設に係る施設更新事業にあつては、当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する第一号に掲げる土地改良施設。次項及び第八十七条の二第四項において「土地改良区管理施設」という。)を二以上の土地改良区が管理する場合にあつては、当該二以上の土地改良区が共同して)国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、総会の議決を経て、それぞれ申請することができる。

**一 土地改良区が管理する土地改良施設**

二 前号に掲げる土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設で、國、都道府県又は市町村が管理するもの

土地改良区は、前項の規定による申請(現行受益地(土地改良区管理施設につき現に行われている管理を内容とする第二条第二項第一号の事業の施行に係る地域をいう。以下この項及び次項において同じ)内において施行する施設の更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内の土地に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないこと

が明らかなるものとして政令で定める要件に適合するものに係る申請を除く。)をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、施設更新事業の計画の概要、当該施設更新事業による変更後の土地改良施設であつて農林水産省令で定めるものがある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等及び定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他他必要な事項(第五項において「事業計画概要等」という。)を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならぬい。

一 現行受益地以外の地域が施設更新事業の施行に係る地域の一部となる場合

二 地のうち現行受益地内に係る組合員の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

三 土地改良区は、現行受益地以外の地域をその施行に係る地域の一部とする施設更新事業のうち、当該変更に係る土地改良施設の有している本來の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、現行受益地内に係る組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものについて第一項の規定による申請をしようとする場合においては、当該施設更新事業の施行に係る地域のうち現行受益地以外の地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意をもつて前項第一号の三分の二以上の同意に代えることができる。

4 第一項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第四項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第五項」と読み替えるものとする。

5 土地改良区は、第一項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に事業計画概要等を記載した書面並びに同項の総会の議決及び第二項又は第三項の

三分の二以上の同意（第一項の政令で定める要件に適合する施設更新事業に係る申請にあつては、第一項の総会の議決）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

土地改良区は、第一項の規定による申請をして、その土地改良事業を行つことにより当該施設更新事業及びその土地改良事業の効率が生じ又は増大する他の土地改良事業（施設更新事業を除く。）であつて、当該申請に係る施設更新事業と併せてその土地改良事業を行つことを認め、申請の合理化に寄与することが明らかなもの（以下この項及び次項において「関連施行事業」という。）があるときは、政令の定めるところにより、当該申請に併せて、その関連施行事業を国又は都道府県が行うべきことを、総会の議決を経て、申請することができる。

土地改良区は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、関連施行事業の計画の概要、農林水産省令で定める場合には施設更新事業及び関連施行事業に係る全体構成、関連施行事業により生ずる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等並びに定款を変更する必要がある場合には変更後の定款その他必要な事項を公告して、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意を得なければならない。

一 現行地区以外の地域が関連施行事業の施行に係る地域の全部又は一部となる場合

関連施行事業の施行に係る地域内の土地のうち現行地区内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

二 前号に掲げる場合以外の場合

関連施行事業の施行に係る地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意

意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。い。  
9 第六項の場合において、その申請が農用地地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等については、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。  
10 第六項の場合には、第五条第三項、第六項及び第七項並びに第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十項」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第八十五条の三第十一項」と読み替えるものとする。  
11 土地改良区は、第六項の規定による申請をするには、農林水産省令の定めるところにより、その申請書に第七項の規定により公告した事項を記載した書面並びに第六項の総会の議決及び第七項の三分の二以上の同意（農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む申請については、同項の三分の二以上の同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成成地内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意）があつたことを証する書面を添付し、これを、国営土地改良事業については関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係県道府県知事に提出しなければならない。  
12 第八十五条の四 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「地方公共団体等」という。）は、政令の定めるところにより、当該地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している土地で当該地方公共団体等の第三条に規定する資格に係るもの（以下「地方公共団体等有資格地」という。）についての第二条号に掲げる事業（以下「農用地造成事業」という。）を国又は都道府県が行うべきことを、（当該地方公共団体等有資格地について第三条に規定する資格を有する地方公共団体等が二以上ある場合にあつては、当該関係地方公共団体等が共同して）国営土地改良事業にあつては農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。  
2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定める

ところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長と協議しなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合は、当該市町村の長については、この限りでない。

第一項の場合には、第八十五条第六項、第七項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同条第六項中「前項において準用する第五条第三項の規定による協議」とあるのは「第八十五条の四第二項の規定による協議」(同項ただし書の場合であつて当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えないときは、同項の規定による申請)と、「当該協議」とあるのは「当該協議に係る市町村の区域を超えないときは、当該農用地造成事業の施行に係る地域が同条第一項の申請に係る市町村の区域を超えるときは、当該農用地造成事業の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては関係都道府県知事に提出しなければならない。

**第四条** 第一項の地方公共団体等は、同項の規定による申請をするには、農林水産省令で定めるところにより、その申請書に同項の農用地造成事業の計画の概要及び当該農用地造成事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を記載した書面を添付し、これを、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事を経由して農林水産省令で定めるところにより、その申請書に記載された事項について、同条第二項に規定する「第八十五条の四第四項」と読み替えるものとする。

その土地改良事業につき第八十五条第二項、第八十五条の二第二項若しくは第八十五条の三第三項若しくは第七項の規定により公告のあつた事項又は同条第五項の申請書(農林水産省令で定めるものに限る)若しくは前条第四項の申請書に添付された書面に記載された事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と協議するとともに、当該申請書に添付された書面において、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨が定められているとき(農林水産省令で定める場合を除く。)にあつては、その者と協議しなければならない。

**第五条** 都道府県知事は、都道府県が行う市町村特別良事業計画)申請事業につき、第一項の規定により適当とする旨の決定を行うには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

**第六条** 都道府県は、第六項の審査請求がないときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都道府県の知事がその協議により)、それぞれ、その決定に係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なうため、土地改良事業計画を定めなければならない。

**第七条** 前項第一項の規定により申請に係る土地改良事業につき適当とする旨の決定をしたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は(その決定に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都道府県の知事がその協議により)、それぞれ、その決定に係る国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行なうため、土地改良事業計画を定めなければならない。

**第八条** 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請があつた場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は(その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都道府県の知事がその協議により)、その申請に係る土地改良事業の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

**第九条** 第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は前条第一項の規定による申請があつた場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は(その申請に係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都道府県の知事がその協議により)、その申請に係る土地改良事業の適否を決定したとき、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

その土地改良事業計画についての審査請求に関する行政不服審査法第十八条第一項本文の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日とする。

**第十条** 前項の審査請求については、行政不服審査法第四十三条の規定は、適用しない。

**第十二条** 第六項の審査請求がされたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県知事が(その審査請求に係る申請書に添付された書面において、その土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る)がある場合には、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならぬ。)があるときは、併せて、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

**第十三条** 第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合において、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る)がある場合には、その土地改良施設に係る予定管理方法等を定めなければならない。

**第十四条** 第一項の規定により同項第二号の事業に係る土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

- 一 施設更新事業の施行に係る地域の全部を土地改良区管理区域の全部又は一部とする場合  
二 前号に掲げる場合以外の場合  
当該土地改良区の同意及びその施行に係る地域のうち土地改良区管理区域以外の地域にある土地につき第三条に規定する資格を有する者の三分の一以上の同意による規定による同意をするには、あらかじめ、総会の議決を経なければならぬ。
- 6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、(同項第一号の事業に係る土地改良事業計画を定める場合には、第三項の規定による公告をする前に)その土地改良事業計画及び当該土地改良事業により生ずる土地改良施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合には、農林水産省令で定める他の必要な事項(第一項第二号の事業に係る土地改良事業の計画を定める場合には、第三項の規定により公告する事項)について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときには、その者と協議しなければならない。
- 7 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。
- 8 農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項の規定による協議をしようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、そぞの旨を公告し、二十日以上の相当の期間を定めて当該土地改良事業の計画の概要を縦覧に供しなければならない。
- 9 前項の規定により縦覧に供された土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。
- 10 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項、第八条第二項及び第五项の規定(第一項第二号の事業に係る)

- については、これらの規定のほか、同条第五項から第十項までの規定を準用する。
- 第八十七条の三** 都道府県は、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請によって行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業(第二条第二項第一号から第三号まで又は第七号の事業に限る。)を行うことができる。
- 一 当該土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)を有すること。
- 二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。
- 三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

- 四** 事業施行地域内農用地の集團化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。
- 五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。
- 6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、事業計画概要等について、関係市町村長(その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその土地改良施設の管理者として、現に存する土地改良区その他の農林水産大臣の指定期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。
- 7 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項及び第四項、第八条第二項及び第五项の規定(第一項第二号の事業に係る)

- については、農地中間管理機構の同意を得なければならない。
- 第八十七条の四** 第八十五条から前条までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るために防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第九条第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震又は豪雨に対する安全性の向上を図るために急速に農業用排水施設の変更を内容とする第一条第二項第一号の土地改良事業(当該変更に係る農業用排水施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、当該事業の施行に係る地域内にある土地について第三条に規定する資格を有する者の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。)を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急防災工事計画を定めてその事業を行うことができる。
- 2 前項の規定により緊急防災工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合には、農業用排水施設に係る予定管理方法等の管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定期間満了の日までに、農林水産大臣又は都道府県知事に対し意見書を提出することができる。
- 3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合にあっては、その者と協議しなければならない。
- 4 第一項の場合には、第七条第三項、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第八項及び第九項の規定を準用する。
- 5 第一項の一定の地域を定めるには、「**第八十七条の五** 第八十五条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二条第二項第五号の土地改良事業を行

に含めるには」と、前条第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替えるものとする。

(急施の場合)

う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。

**2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。(計画の変更等)**

**第八十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、応**

**(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び**

**農用地造成事業、第八十七条の二第二項の規定により行う同項第一号の事業及び**

**(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び**

**農用地造成事業、第八十七条の三第一項又は**

**第八十七条の四第一項の規定により行う土地改**

**良事業を除く。)につき、土地改良事業の施**

**行に係る地域内(これらの土地改良事**

**業のうち、その変更によりその施行に**

**係る地域の一部がその変更後のその施**

**行に係る地域に該当しないこととなるもの**

**があるときは、その土地改良事業につい**

**ては、その該当しないこととなる地域を**

**その変更後のその施行に係る地域に含め**

**た地域内)にある土地について第三条に**

**規定する資格を有する者の三分の二以上**

**の同意**

**二 土地改良事業の廃止の場合**

**その廃止に係る土地改良事業の施行に係る**

**地域(現に二以上の土地改良事業を併せ**

**て施行している場合には、その各土地改**

**良事業のうちその廃止に係る各土地改良**

**事業(市町村特別申請事業、第八十五条**

**の四第一項の規定による申請に基づいて**

**行う農用地造成事業、第八十七条の二第一**

**項の規定により行う同項第一号の事業**

**及び第八十七条の四第一項の規定によ**

**り行う農用地造成事業等とするために**

**その変更後の土地改良事業の計画に係る**

**(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び**

**農用地造成事業、第八十七条の三第一項又は**

**第八十七条の四第一項の規定により行う土地改**

**良事業を除く。)について同じ。)を**

**それぞれ公告して、次の各号の区分により、そ**

**れぞれ各号に掲げる同意を得なければなら**

**一 土地改良事業計画の変更の場合**

**その変更後の土地改良事業計画に係る土地**

**改良事業の施行に係る地域(その変更後**

**において二以上の土地改良事業を併せて**

**施行する場合には、その各土地改良事業**

**のうちその変更に係る各土地改良事業**

**(市町村特別申請事業、第八十五条の四**

**第一項の規定による申請に基づいて行う**

**農用地造成事業、第八十七条の二第一項**

**の規定により行う同項第一号の事業及び**

**農用地造成事業、第八十七条の二第二項**

**の規定により行う同項第一号の事業及び**

**(市町村特別申請事業、第八十五条の四第一項の規定による申請に基づいて行う農用地造成事業、第八十七条の二第一項の規定により行う同項第一号の事業及び**

**農用地造成事業、第八十七条の三第一項又は**

**第八十七条の四第一項の規定により行う土地改**

**良事業を除く。)について同じ。)を**

**それぞれ公告して、次の各号の区分により、そ**

**れぞれ各号に掲げる同意を得なければなら**

**一 土地改良事業計画の変更の場合**

**その変更後の土地改良事業計画に係る土地**

**改良事業の施行に係る地域(その変更後**

**において二以上の土地改良事業を併せて**

**施行する場合には、その各土地改良事業**

**改良事業計画の変更をしようとする場合に**

**は、前項の三分の二以上の同意又は第六項にお**

**いて準用する第四十八条第四項の三分の二以上**

**の同意のほか、その計画の変更により新たに農**

**用地造成地域の全部又は一部となるもの**

**に限る。)をし、又はこれらの規定による申請**

**に基づいて行う土地改良事業で農用地造成事業**

**等でないものを農用地造成事業等とするために**

**土地改良事業計画の変更をしようとする場合に**

**は、前項の三分の二以上の同意又は第六項にお**

**いて準用する第四十八条第四項の三分の二以上**

**の同意のほか、その計画の変更により新たに農**

**用地造成地域の全部又は一部となる地域内にあ**

**る土地についての農用地外資格者についてその**

**全員の同意を得なければならない。**

**事業の廃止をしようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更の廃止する旨、廢止の理由その他の農林水産省令で定める重要な部分の変更又は土地改良事**

**業の廃止をするには、農林水産大臣又は都道府**

**県知事は、あらかじめ、同項の規定による公**

**告をする前に、その公告をする事項に**

**について、国営土地改良事業にあつては関係都**

**道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土**

**地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予**

**定管理方法等として、現に存する土地改良区そ**

**の他農林水産大臣の指定する者をその土地改良**

**施設の管理者とする旨を定めるとき(農林水産**

**省令で定める場合を除く。)については、その**

**者と協議しなければならない。**

**都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農**

**林水産大臣と前項の規定による協議をする場**

**合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しな**

**ければならない。**

**第一項の場合には、第五条第六項及び第七**

**項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四**

**項及び第六項、第八十七条第五項から第十項ま**

**で並びに第八十七条の二第八項及び第九項の規**

**定を準用する。この場合において、第五条第六**

**項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を**

**定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地**

**改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る**

**地域とするには」と、第四十八条第四項中「前**

**項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」と**

**あるのは「第八十八条第一項第一号の三分の二**

**以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第**

**四項」とあるのは「同項及び第八十八条第一**

**項」と、第八十七条の二第八項中「第六項」と**

**あるのは「第八十八条第四項」と、「当該土地**

**改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の**

**当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する**

**旨、廃止の理由その他の農林水産省令で定める事**

**項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」と読み替えるものと**

**する。**

**農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村特**

**別申請事業について、土地改良事業計画の農林水**

**産省令で定める重要な部分の変更又は土地改良事**

**業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由そ**



令で定める場合を除く。」と読み替えるものとする。

第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急防災工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三項、第八十七条第五項から第十項まで並びに第八十七条の四第二項及び第三項の規定を準用する。

この場合において、同条第二項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る）」がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替えるものとする。

第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。

（都道府県が行う国営土地改良事業の工事）

第八十九条 国は、政令の定めるところにより、国営土地改良事業の工事の一部を都道府県が行（国又は都道府県の行う換地処分等）

第八十九条の二 農林水産大臣又は都道府県知事は、国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業（これらの土地改良事業のうち、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）について、その事業の性質上必要があるときは、その土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定めなければならない。

前項の換地計画を定める場合には、第五十二条第二項、第三項、第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同条第二項、第三項の規定により准用する第五十二条第二項、第三項、第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。

条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「国営土地改良事業については農林水産大臣、都道府県営土地改良事業については都道府県知事」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画において定める内容（これに係る事前措置を含む。）については、第五十条の五から第五十三条の三の二までの規定を準用する。この場合において、第五十三条の三第二項（第五十三条の三の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）中「土地改良区、市町村」とあるのは「国又は都道府県、土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五十二条の四第二項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第八項中「事業第二項に掲げる技術者の意見を聴いて、第五項」とあるのは「第五項」と、同条第九項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、同条第十項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、第五十二条第五項において準用する第五十二条第五項及び前項の規定を準用する。この場合において、「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）については、第二項及び前項の規定を準用する。この場合において、「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、前項において準用する第八十七条第五項中「当該土地改良事業計画書」とあるのは「その換地計画書の変更に係る部分」と読み替えるものとする。

全部若しくは一部について使用し及び収益することを停止させることができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、換地処分を行う前において、第三項において準用する第五十三条の二の三第三項の規定により仮清算金等をこれらの人々に支払わされた土地（同条第一項の規定により換地を定めない土地として指定された土地に限り）、につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。

第六項の規定による一時利用地の指定について、第五十三条の五第二項から第六項までの規定及び使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による一時利用地の指定及び使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画に基づく場合には、第五十三条の七の規定を準用する。この場合において、「その計画」とあるのは「第五項」と、同条第七項中「土地改良区、市町村」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画に基づく場合には、第五十三条の七及び第五十三条の八の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画に基づく場合には、第五十三条の七の規定を準用する。この場合において、「その計画」とあるのは「第五項」と、同条第七項中「土地改良区、市町村」とあるのは「農林水産大臣又は都道府県知事が」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画に基づく場合には、第五十三条の七及び第五十三条の八の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

第一項の換地計画に基づく場合には、第五十三条の七及び第五十三条の八の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の六第一項後段及び第三項の規定を、第六項の規定による使用及び収益の停止については第五十三条の七及び第五十三条の八中「土地改良区」とあるのは「国又は都道府県」と読み替えるものとする。

用する第五十三条の八又は前項において準用する第五十四条の三の規定により、仮清算金、補償金、清算金その他の金銭（以下第十三項までにおいて「仮清算金等」という。）を土地改良区の地区内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者に支払わされた者に支払い、又はこれらの者から徴収する場合には、農林水産省令で定める区の地区内における土地に従事する者に支払わされた者に支払うべき全額の仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区から徴収することができる。

この場合には、これらの者に支払わされた者から徴収する場合には、農林水産省令で定める区の地区内における土地に従事する者に支払うべき全額の仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区から徴収することができる。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

この場合には、これらの者に支払わなければならぬ。

期限を指定してその支払を督促しなければならぬ。

国は、前項の規定による督促を受けた者がその督促状で指定期限を指定してその支払を督促しなければならぬ。

（清算金等の徴収）

第八十九条の三 国は、前条第八項において準用する第五十三条の八第二項若しくは第三項、前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

前条第十項において準用する第五十四条の三又は第五十五条の規定により徴収すべき金銭（以下第十三項までにおいて「清算金等」と総称する。）を納付しない者がある場合には、督促状により

期限を指定してその支払を督促しなければならぬ。

国は、前項の規定による督促を受けた者がその督促状で指定期限を指定してその支払を督促しなければならぬ。



7 前項の場合（市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く。）には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは、「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項、第五項」とあるのは、「同条第八項」と読み替えるものとする。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての審査請求については、同条第十一項から第十三項までの規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金（これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金額を含む。）の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。  
(都道府県営土地改良事業の分担金等)

第九十一条 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものから、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。ただし、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。

2 都道府県は、前項の規定による分担金の全部又は一部の徴収に代えて、都道府県営土地改良事業（市町村特別申請事業を除く。）の施行に係る地域の全部又は一部をその区域の全部又は一部とする市町村に対し、その事業に要する費用のうち当該市町村の区域内にある土地に係る同項に掲げる者に対する分担金に相当する部分の費用を負担させることができる。この場合に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

3 前項の市町村は、政令の定めるところにより、条例で、同項に規定する者から、同項に規定する部分の費用を地方自治法第二百二十四条の分担金として徴収することができる。

第一項の場合には第九十条第四項及び第七項の規定を準用する。

第五節 都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、若しくは内容の一部に含む土地改良事業で都道府県が行う市町村特別申請事業（以下「都道府県市町村特別申請事業」という。）と一体となってその効果が生じ、若しくは増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）又は土地改良施設の管理を内容とする土地改良事業で都道府県市町村特別申請事業と一体となつてその効果が増大するもの（政令で定める要件に適合するものに限る。以下この項において「関連管理事業」という。）を行なう者その他都道府県市町村特別申請事業によつて利益を受ける農林水産省令で定める者から、その者の受ける利益（関連土地改良事業又は関連管理事業を行う者にあつては、それぞれその行う関連土地改良事業又は関連管理事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計）を限度として、地方自治法第一百二十四条の分担金を徴収することができる。

第六節 都道府県は、第一項、第二項及び前項の規定によるほか、政令の定めるところにより、都道府県市町村特別申請事業及び市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。この場合においては、第九十条の規定を準用する。

（都道府県市町村特別申請事業に係る特別徴収金）

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県市町村改良事業（都道府県市町村特別申請事業及び第八十七条の三第一項、第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項の規定により都道府県が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けたために「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を

て、目的外用途に供した場合を除く。)には、第九十条第四項の規定ができる。  
3 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する)には、第九十条第四項の規定を準用する。  
4 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項、第二項若しくは第六項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めることにより算定される額を差し引いて得た額を限度とす。  
5 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する)には、その者から、特別徴収金を徴収する場合を除く。)には第九十条第四項の規定を準用する。

前項の特別徵収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」とあるのは「前条第一項、第二项若しくは第六項又は同条第四項において準用する第九条第四項」とあるのは「前条第五项」と読み替えるものとする。

都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者があるが、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徵収金を徵収することができる。

一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者  
二 用途に供した場合  
三 当該事業施行地域内農用地を第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」といいう。）に供するため所有権の移転等をした場合

四 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合

イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合

前項の特別徵収金の額については、第三項の規定を準用する。

7 第一項、第四項、第六項又は第二項若しくは第五項において準用する第九条第四項の規定による処分についての審査請求については、同

条第十一項から第十三項までの規定を準用する。

#### (権利関係の調整)

**第九十二条** 国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行つた場合には、第五十八条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、第五十八条、第六十条、第六十一条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第九十条第二項の規定により負担金を負担した者（同条第四項の規定によりその負担金に代えて土地改良区が徵収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徵収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十条第六項若しくは第八項の規定により負担金を負担した者又は第九十一条第一項の分担金を負担した者（同条第四項において準用する第九十条第四項の規定によりその分担金に代えて土地改良区が徵収される金銭に充てるため、その土地改良区が第三十六条第一項の規定により賦課徵収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十三条第三項若しくは第五項の分担金を負担した者」と、第六十一条第三項中「規約」とあるのは「農林水産省令又は条例」と、第六十四条中「第一百三十条の三第二項」とあるのは「第一百三十条の三第三項」と読み替えるものとする。

**第九十三条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十九条第一項の規定により賦課徵収する金銭を負担した組合員を含む。）若しくは第九十三条第三項若しくは第五項の分担金を負担した者又は第九十一条第一項の分担金を負担した者は「農林水産省令又は条例」と、第六十四条中「第一百三十条の三第二項」とあるのは「第一百三十条の三第三項」と読み替えるものとする。（農業振興地域の整備に関する法律の特例）**

**第九十三条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）以外の用途に供することを目的として農用地区域（同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。以下この条において同じ。）内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更是、その変更に係る土地が第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかるわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。**

**第九十三条 国又は都道府県は、土地改良区その他者が、農林水産省令の定めるところにより、その所有し、又は管理する土地改良施設を国又は都道府県において管理すべきことを申し出たとき、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができ**

出の場合において、その申出を相当と認めるときは、その土地改良施設を管理することができる。

#### (管理規程)

**第九十三条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十九条第一項の規定により農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等（同法第三条に規定する農用地等をいう。）の管理を含む。）を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。（国有土地物件の管理及び処分）**

**第九十四条 次に掲げるものであつて公共用財産又は普通財産であるもの（以下「土地改良財産」という。）は、農林水産大臣が管理し、又は処分する。**

一 国営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

二 第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第一号の事業によつて生じた土地

三 国営土地改良事業のために取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件（農地法によつて買収した土地、権利及び物件を除く。）

四 国有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、国営事業において道路又は水路（これらの附属物を含む。以下この条において同じ。）の付替工事によつて生じたものと決定されたもの

**第九十四条の二 農林水産大臣は、次に掲げる農業改良施設の申出による管理**

2 農林水産大臣は、第九十四条の三第一項の規定による基幹的な土地改良施設で國営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができるもの

其他の者が、農林水産省令の定めるところにより、その所有し、又は管理する土地改良施設を国又は都道府県において管理すべきことを申し出たとき、その付替工事によつて生じた道路又は水路を構成する土地改良財産たる土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができ

は工作物その他の物件と交換することができ

#### (第九十四条の三 農林水産大臣は、政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）を、当該土地改良施設の用途を廃止したときはこれを無償で国に返還することを条件として、土地改良区、市町村その他農林水産大臣の指定する者（以下この節において「土地改良区等」という。）に譲りするこ

とができる。

**第九十四条の四 農林水産大臣は、次に掲げる場合に譲り受けたもの（以下この節において「土地改良区等」という。）の管理に係る土地等を土地改良区等に譲り受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。**

一 土地改良区等の寄附に係る一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廃止したものとその負担した費用の額の範囲内において当該土地改良区等に譲り受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

二 土地改良区等の寄附に係る一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廃止したものとその寄附者たる土地改良区等に譲り受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

三 土地改良区等の寄附に係る一般土地改良施設に係る土地等でその用途を廃止したものとその寄附者たる土地改良区等に譲り受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

四 農林水産大臣は、第九十四条の三第一項の規定による基幹的な土地改良施設で國営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本

る。この場合には、農林水産大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。

前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に対し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。

第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

**第五十一条の五 農林水産大臣は、土地改良財産について、その事業の完了前、地区**

農林水産大臣は、土地改良事業の施行に係る地域ごとに、左に掲げる事項を記載した土地改良財產台帳を備えておかなければならない。

第一 国営土地改良事業の種類及び地域名

二 土地改良財産の所在、種類、構造及び規模

三 購入又は収用に係る土地改良財産については、その種類ごとの購入価格又は補償金額

四 得喪変更（管理の委託を含む。）の年月日 及び事由

五 その他必要な事項

2 前項の土地改良財産台帳は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条に規定する台帳に代るものとし、その様式は、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める。

**第五十四条の六 農林水産大臣は、土地改**

良財産（第九十四条第一号に掲げる土地を除く。）を都道府県又は土地改良区等に管理させることができる。

国営土地改良事業によつて生じた土地改良財産たる土地改良施設（農林水産省令で定めるものに限る。）についての前項の規定による管理者に対し、その管理方法に関する基本的事項として定められたところに準拠して管理が行なわれることとなるようとするものとする。

**第五十四条の七 第九十四条から前条までに規定するもののほか、土地改良財産の管理（前条第一項に規定するもの）**

一項の規定による管理の委託を含む。）又は処分について必要な事項は、政令で定める。

**第五十四条の八 農林水産大臣は、第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第一号の事業により造成されるべき埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地」という。）について、政令の定めるところにより、その事業の完了前、地区ごとに土地配分計画を立て、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。ただし、次条第三項の規定により農地中間管理機構に配分された埋立予定地については、この限りでない。**

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第五項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林水産省令で定める手続により、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、政令の定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者のうちからその者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために適当と認められる者を選定し、その者に次に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。ただし、その地区内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要で欠くことができない業務に従事する者又は農業協同組合、農事組合法人、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前項の規定により配分申込書の提出があつた場合において、農林水産大臣がその者に配分することを相当と認めたときは、これらに對しても配分通知書を交付することができる。

1 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

2 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

3 土地の用途

4 配分の条件

五 第七項の規定による使用をさせる場合にあつては、使用期間及び条件

六 その他農林水産省令で定める事項

立予定地を含む地域に係る当該土地改良事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得得る。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき国の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その国の所有権は、消滅する。

前項の完了の期日は、公有水面埋立法によつて造成される埋立地又は干拓地については、同法第四十二条第二項の規定により竣工の通知をする日とし、その他の埋立地又は干拓地については、その埋立地又は干拓地とあわせて同法によつて造成される埋立地又は干拓地がある場合にはその同法によつて造成される埋立地又は干拓地について同項の規定により竣工の通知をする日、その他の場合には竣工の期日として農林水産大臣の走める日とする。

6 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書の交付が記載された場所の埋立予定地を農林水産大臣の定める条件で使用させることができる。

7 農林水産大臣は、第三項の規定による配分通知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書の交付が記載された場所の埋立予定地を農林水産大臣の定める条件で使用させることができる。

8 前項の規定による埋立予定地の使用は、無償知書の交付を受けた者に対し、当該配分通知書の交付が記載された場所の埋立予定地を農林水産大臣の定める条件で使用させることができる。

**第五十四条の八の二 農林水産大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地中間管理機構がある場合には、農林水産省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地中間管理機構に対し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。**

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地中間管理機構は、農林水産省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添付して、配分申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

**第五十五条 農業協同組合、農業協同組合連合会（土地改良事業の開始）**

2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 第二節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者の行う土地改良事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

7 農林水産大臣は、第三項から前条までの規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

（都道府県営土地改良事業の委託）

5 第二節 第九十四条の十 都道府県は、都道府県営事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

大、農用地の集団化その他農用地の保有の合理化を促進するためには、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地中間管理機構は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添付した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合は、その変更後の記載事項）に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

7 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

8 第三節 農業協同組合等又は第三条に規定する資格を有する者が行う土地改良事業によって生じた土地改良施設を土地改良区等に管理させることができる。

（土地改良事業の開始）

2 前項の場合には、第九十四条の六第二項の規定による農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

3 第二節 農業協同組合、農業協同組合連合会（土地改良事業の開始）

2 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行おうとする場合に、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事が認可を受けなければならない。

3 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決（総会を置かな

い農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下のこの節において同じ。)を経て、(規約(同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行つ場合には、規準とする。以下この節、百三十二条第一項及び百三十四条第一項において同じ。)及び土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときには全員構成)を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域(二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域)内にある土地に(第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならぬ。

第一項の場合には、第五条第三項、第七条から第九条まで並びに第十条第一項及び第五項の規定を準用する。

都道府県知事は、前項において準用する第十九条第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

規約又は土地改良事業計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該農業協同組合の組員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第二項の同意をした者を除く。)に对抗することができない。

(土地改良事業の変更等)

**第九十五条の二** 前条第一項の規定により土地改良事業を行ふ者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、(農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て)必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各

土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業の計画書の概要及び農林水産省令で定めるときには、変更後の全体構成及び規約を変更する必要があるときは、変更後の規約その他の必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合には、廢止する旨及び廃止の理由(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由)並びに規約を変更する必要があるときは、変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合には、あつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業の施行に係る地域(その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域)内(これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業について、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内)、土地改良事業の施行に係る地域(現に二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業について、その施行に係る地域)内にある土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する全ての者の者の同意を得かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構があつては、総会の議決を経なければならない。

第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十五条の二第二項」と、同条第十二项中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地中間管理機構の社員及び第九十五条の二第二項の同意、同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意又は第九十五条の二第三項において準用する第四十八条第六項の申出をした者」と読み替えるものとする。  
(土地改良区に関する規定の準用)

資格を有する者の三分の一（二）以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の三分の一（二）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならぬ。

農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含む第一項の土地改良事業計画を定めるには、市町村は、前項の規定による同意のほか、その農用地造成事業等に係る農用地造成区域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

第一項の場合において、その土地改良事業計画が農用地造成事業等の施行を内容とし、又は内容の一部に含むものであるときは、その農用地造成事業等について、第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

市町村は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に報告しなければならない。

第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第三項から第六項まで、第八条第二項及び第三項並びに第八十七条第三項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

（土地改良事業の変更等）

**第九十六条の三** 前条第一項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

前項の市町村は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省

令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあっては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるとき）にあつては変更後の全体構成）その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当する地域のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域（うちその廃止に係る各土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業につき、その施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域のうちその廃止に係る各土地改良事業の廃止の場合は、その変更後の土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二による土地改良区があるときは、その土地改良区の同意を得なければならぬ。

4 上の同意及び土地改良区の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

5 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五条第五項及び第六条の規定を準用する。

6 第一項の場合には、第五条第六項及び第七項、第七条第五項及び第六項、第八条第二項及び第三項、第四十八条第四項及び第六項、第八十七条第三項から第十項まで並びに前条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第七条第五項中「第一項の規定により申請をする者」とあるのは「市町村」と、第四十八条第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第六項中「第三項及び第四項」とあるのは「同項及び第九十六条の三第二項」と、前条第五項中「第一項の規定により土地改良事業計画を定める」とあるのは「第九十六条の三第一項の規定により土地改良事業計画の変更をする」と、「当該土地改良事業の施行」とあるのは「その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定による土地改良事業計画の変更是土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、市町村は、前項において準用する第八十七条第五項から第八項までに規定する手続（前項において読み替えて準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、前項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。（準用規定）

第九項まで、第五十一條の二から第五十五条まで、第五十七条本文、第五十七条の二第一項から第三項まで、第五十七条の三、第五十八条から第六十五条まで、第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第七項及び第二十項、第九十条第四項及び第七項並びに第九十三条の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項及び第三十六条第三項中「定款」とあり、並びに第六十一条第三項中「規約」とあるのは「条例」と、第三十六条第一項中「その地区内にある土地につき、その組合員に対して」とあるのは「その事業によつて利益を受ける者での事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有するものその他農林水産省令で定めるものに対し、その者の受ける利益を限度として」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業に係る賦課徴収については、市町村は、その賦課徴収を受けるべき者の三分の二以上の同意を得なければならない」と、同条第五項中「組合員又は准組合員」とあるのは「第一項に規定する者」と、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と、第三十六条の三第一項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三条に規定する資格に係るもの」をとあるのは「土地改良事業（第八十七条の五第一項の規定により行う土地改良事業を除く。）の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、その資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第五十二条第六項中「当該土地改良区の理事」とあるのは「当該市町村の長」と、同条第七項中「第二十七条、第二十八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項」と、第五十二条第三第二項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十三条の四第二項中「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、「申請し」とあるのは「申請し、又は嘱託し」と、第五十七条の二第一項及び第三項中「都道府県知事の認可を受けなければ」とあ

同条第一項中「管理規程を定め」とあるのは「都道府県知事に協議しなければ」と、「条例をもつて、管理規程を定め」と、第五十一条、第六十条、第六十二条第一項及び第三項並びに第六十二条第一項中「組合員」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者でその土地改良事業に要する費用を負担したもの」と、第六十四条中「第一百十三条の三第二項」とあるのは「第一百十三条の三第三項」と、第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業については関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに」とあるのは「必要な事項について」、同条第四項中「第七条第三項」とあるのは「第七条第三項、第五項及び第六項」と、第八十七条の五第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二から第九十六条の四まで」と、第八十八条第十九項中「第八条第二項」とあるのは「第七条第五項及び第六項、第八条第二項」と、「第八十七条の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七条の四第二項」と、「同条第二項中「その緊急防災工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中「その緊急防災工事計画」と、「変更後その他の必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他の農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急防災工事計画」と、「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十一項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定す

る手続」とあるのは「手続」と、第九十条第四項中「前二項に掲げる者」とあるのは「第三十六条第一項に規定する者」と、「に対する負担金」とあるのは「対して賦課徴収する金銭、夫役又は現品」と、「土地改良区から」とあるのは「土地改良区から、その同意を得て」と、同条第七項中「第二項、第四項又は前項」とあるのは「第四項」と、「第八十七条の四第一項又は第八十七条の五第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項」と、第九十三条中「土地改良区その他の者」とあるのは「土地改良区その他の者（国及び都道府県を除く。）」と読み替えるものとする。

前項において読み替えて準用する第八十七条の四第一項の緊急防災工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七条の五第一項の応急工事計画については、第九十六条の二第六項の規定を準用する。

### 第三章 交換分合

（農業委員会の交換分合計画の決定手続）

**第九十七条** 権原に基き耕作又は養畜の業務を営む者二人以上が、農林水産省令の定めるところにより、これらの者が耕作又は養畜のために供している農用地を含む一定の農用地を定め、その農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農用地に關し第一条第二項第六号に掲げる事業（以下「交換分合」という。）を行うべきことを請求した場合において、その農用地が一の市町村の区域（農業委員会等に関する法律第三条第二項の規定により二以上の農業委員会が置かれている市町村について、当該農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。）内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、その請求を相當と認めるときは、その農用地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があると認めるときは、交換分合すべき農用地が一の市町村の区域内にある場合にあつては当該農業委員会が、その農用地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係農業委員会がその協議により、農林水産省令の定めるところにより、交換分合を行うべ

き農用地及び交換分合計画の概要を公告し、その農用地について同項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農用地につき交換分合計画を定めることができる。

前項の規定による決定に対し不服がある申出人は、その決定があつた日の翌日から起算して三十日以内に都道府県知事に対し審査を申し立てることができる。

都道府県知事は、前項の審査の申立てがされたときは、審査の申立てがされた日（次項において準用する行政不服審査法第二十三条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあつては、当該不備が補正された日）から六十日以内にこれを裁決しなければならない。

第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同法第十八条本文を除く。）を準用する。

第三項の異議の申出がないとき、異議の申出があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の審査の申立てがなかつたとき、又は審査の申立てがあつた場合においてそのすべてについて第六項の規定による裁決があつたときは、農業委員会又は関係農業委員会は、遲滞なく当該交換分合計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。

都道府県知事は、第六項の裁決又は前項の認可を受けるには、都道府県機構の意見を聽かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、都道府県機構に意見を聽くことを要しない。

都道府県知事は、第八項の認可をしたときは、第五項の総覧期間満了後六十日内にこれを決定しなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第一項、第二項又は第四項の場合において、関係農業委員会が公告、総覧又は通知をするににより交換分合すべき農用地について、前条第一項に掲げる権利、地役権、先取特権又は抵当権を有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、第一項に規定する総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会に認可を受けなければならない。

前項の規定により交換分合計画を定めるには、第五十二条第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。

第一項の認可を申請するには、その申請書に關係農業委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から三十日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

前項但書の場合において、第一項の認可をし、且つ、三十日間交換分合計画書の写を総覧に供しなければならない。

都道府県知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、三十日間交換分合計画書の写を総覧に供しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公告をして、その交換分合計画を定めるよう指示すべき旨を請求することができる。

都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合には、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聞き、その請求のあつた農用地の全部又は一部に關し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による請求を受けた場合には、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）の意見を聞き、その請求のあつた農用地の全部又は一部に關し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により交換分合計画を定めたときは、都道府県機構の意見を聽かなければならぬ。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

都道府県知事は、第八項の認可をしたときは、第五項の総覧期間満了後六十日内にこれを決定しなければならない。ただし、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合には、この限りでない。

第一項、第二項又は第四項の場合において、関係農業委員会が公告、総覧又は通知をするににより交換分合すべき農用地について、前条第一項に掲げる権利、地役権、先取特権又は抵当権を有する者（その農用地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、第一項に規定する総覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に農業委員会又は関係農業委員会に認可を受けなければならない。

前項の規定により交換分合計画を定めるには、第五十二条第五項前段、第六項及び第七項の規定を準用する。



及び全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）とする。  
（名称）

第百十一条の六 連合会は、その名称中に土地改良事業団体連合会という文字を用いなければならない。

第百十一条の七 地方連合会の地区は、都道府県の区域により、全国連合会の地区は、全国とする。（地区）

第百十一条の八 連合会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。（登記）

第百十一条の九 連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。次号から第五号までにおいて同じ。）に関する技術的な指導その他の援助

二 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事

三 土地改良事業に関する教育及び情報の提供

四 土地改良事業に関する調査及び研究

五 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力

六 全国連合会にあつては、次に掲げる事業

イ 会員たる地方連合会の事業の指導  
ロ 会員（会員たる地方連合会の会員を含む。）が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付

七 前各号に掲げる事業のほか、第百十一条の二の目的を達成するため必要な事業（会員の資格）

第百十一条の八 全国連合会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者である。（定款）

1 その施行に係る地域が二以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係

る地域内の土地の面積が農林水産省令で定められる面積をこえる土地改良事業を行う者

二 地方連合会（設立）

第百十一条の十一 連合会を設立するには、その会員にならうとする五人以上の者が発起人となることを要する。

2 発起人は、定款を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

第百十一条の十二 発起人は、定款を作成したときは、会日の二週間前までに、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款を修正することができない。

4 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者でその開会までに発起人に對し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 創立総会については、第三十一条の規定を準用する。

第百十一条の十三 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を農林水産大臣に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行われると認められるとときは、設立の認可をしなければならない。

3 その記載が欠けているとき。

4 その記載若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

5 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

6 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

7 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

8 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

9 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

10 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

11 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

12 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

13 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

14 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

15 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

16 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

17 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

18 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

19 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

20 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

21 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

22 二定款又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三 事業事務所の所在地

四 会員たる資格に關する事項

五 会員の加入及び脱退に關する事項

六 会員の権利義務に關する事項

七 事業の執行に關する事項

八 会員に関する事項

九 役員に関する事項

十 会議に關する事項

十一 会計に關する事項

十二 公告の方法

十三 連合会の定款には、前項各号に掲げる事項の会員の解散の事由を定めたときはその事由を記載しなければならない。

14 連合会の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

15 前項の認可があつた場合には、第百十一条の十三第二項の規定を準用する。

16 定款の変更是、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 前項の認可があつた場合には、第百十一条の十三第二項の規定を準用する。

18 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正当な理由がないのにその加入を拒んではならない。

19 会員たる資格を有する者が連合会に加入しようとするときは、連合会は、正當な理由がないのにその加入を拒んではならない。

20 会員たる資格を喪失する。

21 会員たる資格を喪失する。

22 会員たる資格を喪失する。

23 会員たる資格を喪失する。

24 会員たる資格を喪失する。

25 会員たる資格を喪失する。

26 会員たる資格を喪失する。

27 会員たる資格を喪失する。

28 会員たる資格を喪失する。

29 会員たる資格を喪失する。

30 会員たる資格を喪失する。

31 会員たる資格を喪失する。

32 会員たる資格を喪失する。

33 会員たる資格を喪失する。

34 会員たる資格を喪失する。

（総会の議決）

第百十一条の二十 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 每事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更

三 每事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認

四 経費の賦課及び徴収の方法

五 第百十一条の二十二第一項の規定による長期借入金の借入れ又は同項に規定する債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法

六 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

7 前項の第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

8 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

9 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

10 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

11 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

12 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

13 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

14 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

15 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

16 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

17 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

18 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

19 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

20 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

21 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

22 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

23 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

24 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

25 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

26 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

27 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

28 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

29 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

30 前項第一号に掲げる事項に關する総会の議事は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

（債務保証）

第百十一条の二十三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に關する法律（昭和二十一年）

において選任する。ただし、設立当時の役員は、

創立総会において選任する。

法律第二十四号) 第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、全国連合会の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号) 第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

**第一百十一条の二十四**

全国連合会は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

**第一百十一条の二十五**

全国連合会は、次に掲げる方法による場合を除くほか、第一百十一条の九第六号ロに掲げる事業に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう)。その他農林水産大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼當等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう)への金銭信託

(解散)

**第一百十一条の二十六** 連合会は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決  
二 破産手続開始の決定  
三 定款で定める解散事由の発生

四 第百三十一条第二項の規定による解散命令  
二 解散の議決については、第一百十一条の二十第一項の規定を準用する。

三 連合会は、解散の議決をしたとき又は定款で定める解散事由が発生したときは、遅滞なく、その旨及び解散の年月日を農林水産大臣に届け出なければならない。

(清算中の連合会についての破産手続の開始)  
**第一百十一条の二十七** 清算中に連合会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の連合会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその

事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の連合会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(準用規定)

**第一百十一条の二十八**

連合会には、第十八条第十項、第二十九条の二、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条から第十六項まで、第十九条から第二十一項まで、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項、第二十九条第一項本文及び第四項、第二十九条の二、第三十二条、第三十三条の二、第三十二条第一項から第三項まで、第三十四条、第三十五条、第三十七条、第四十五条並びに第六十七条の二から第七十一条の六までの規定を準用する。この場合において、第十九条の四第三号及び第二十九条の二第四項の規定から第十九項まで」とあるのは、「第十八条第十六条第四項において準用する第十八条第十七項」と読み替えるものとする。

**第五章 補則**

(書類の送付に代る公告)

**第一百十二条** 住所又は居所が知れない場合その他の書類の送付をすることができない場合その他の

公告をしたときは、その公告があつた日に書類を発送したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

(処分等の行為の承継人に対する効力)  
**第一百十三条** この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行為は、土地改良事業に關係がある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(土地の共有者等の取扱い)  
**第一百十三条の二** 同一の土地について、共有者が

あり、又は権原に基づき使用及び収益をする者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八条第三項から第七項まで(同条第四項及び第六項にあつて

は、第八十八条第六項及び第九十六条の三第三項において準用する場合を含む。)、第八十五条第二項及び第三項、第八十五条の二第二項及び第三項、第八十五条の三第三項、第三項、第七項及び第八項、第八十七条の二第三項及び第四項、第八十八条第一項及び第二項、第九十六条の二第二項及び第三項並びに第九十六条の三第三項及び第三項の規定の適用については、合わせての第三条に規定する資格を有する者となす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとしたことは、これら者ののみが土地改良区の組合員となつている場合には、この限りでない。

2 同一の土地について、所有権、地上権、永作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第五十二条第五項前段及び第六項(これらの規定を第五十三条の四第二項(第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十九条の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項(百条の二第二項(百十一条において準用する場合を含む。)及び百十一条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)において準用する場合を含む。(百十一条において準用する場合を含む。)、第五十二条第七項(第五十三条の四第二項、第八十九条の二第二項、第九十六条の四第一項及び第九十九条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)並びに百三十六条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、当該共有に属する権利を有する者とみなす。

3 前項の場合は、前項の規定により土地改良事業の工事を完了に係る届出があつた場合は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 第四項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行なう者がこの法律又はこの法律に基づく命令、定款若しくは規約の規定によりみなし三資格者等に対してする行為は、みなしこれらの者等のうちいずれか一人に対しても足りる。

5 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、申請者及び土地改良事業を行なう者に対する抗争することができない。

6 第四項の代表者の解任は、農林水産省令で定めるところにより、申請者又は土地改良事業を行なう者にその旨を通知するまでは、これをもつて、申請者又は土地改良事業を行なう者に対する抗争することができない。

7 第四項の規定により代表者を選任しなければならない場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行なう者がこの法律又はこの法律に基づく命令、定款若しくは規約の規定によりみなし三資格者等の工事を完了した場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により土地改良事業の工事を完了に係る届出があつた場合は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(登記所への届出)  
**第一百十三条の四** 農林水産省令で定める土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手する前に、管轄登記所に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の土地改良事業を行う者は、その土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。

3 前項の規定により当該土地改良事業の計画

に別段の定めをした場合には、当該土地改良事業の工事を完了した旨の届出に代えて、それぞれ当該各号に掲げる公告をしたとき、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

一 第五十四条第二項ただし書（同条第七項において準用する場合を含む。）第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

二 第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十条第二項ただし書及び同条第七项第八条の二第四項において準用する第八十七条（登記の特例）

第五項の規定による公告又は第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する第五十二条の二第四項において読み替えて準用する第八条第六項の規定による公告

第六項、第九十四条の八第一項及び第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）、第六十四条（第九十条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第一項及び第六項、第九十四条の八第一項及び第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条の三、第一百三十三条の四並びに第一百四十四条第二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第一百四十四条 土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため必要がある場合には、所有者に代わって土地の分割又は合併の手続をすることができる。

2 前条第一項の土地改良事業を行なう者は、その土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、同項の規定による届出とともに、分割の手続をしなければならない。

第一百五十五条 土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定めることができる。（他の登記の停止）

五百一十六条 第五十四条第四項（第八十九条の二第一項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。以下この条及び第一百三十三条において同じ。）の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地

域内にある土地に関しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。ただし、登記の申請人が確定した場合は、その登記原因の生じたことを証明した場合には、（施行に係る地域を数区に分けた場合）

五百一十七条 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第五十二条第一項（第五十九条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条の五第一項

（第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第六十四条（第九十条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、第八十九条の二第一項及び第六項、第九十四条の八第一項及び第五項（第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条の三、第一百三十三条の四並びに第一百四十四条第二項の規定並びに第九十六条において準用する第六十三条第三項ただし書の規定の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

（測量、検査又は簿書の閲覧等の手続）

第一百四十八条 次に掲げる者は、土地改良事業に關係して土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することができる。

一 国、都道府県又は市町村の職員

二 土地改良区又は連合会の役職員

三 農業委員会の委員又は農業委員会の事務に従事する者

四 第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者又は同項若しくは第一百条第一項の規定により土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構の役職員

五 第五条第一項、第九十五条第一項若しくは第一百条第一項の認可の申請又は第八十五条第一項若しくは第八十五条の四第一項の規定による申請をしようとする者

（急迫の際の使用等）

第一百四十九条 国、都道府県、市町村又は土地改良区は、その管理する土地改良施設（土地改良事業の工事中に係るものと含む。）の風雪、出水又は高潮若しくは土砂の崩かいによる急迫の災害を防ぐため必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又はその土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用することができる。但し、時価によりその損失の全額を補償しなければならない。（検査等の場合の損失の補償に係る協議等）

第一百五十条 第百十八条第五項、第一百十九条ただし書又は前条ただし書の規定による損失の補償については、これらの規定により損失を補償すべき者と当該損失を受けた者が協議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合にかかる、又は困難である場合には、農林水産省令の定めるところにより、公告をもつて通知に代えることができる。

3 第一条の規定による通知をすることはできない。

4 第一条の場合は、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号又は第五号の者は第二項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（土地改良事業に係る損失補償）

五百二十二条 土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によって通常受けけるべき損失を補償しなければならない。

2 第十一条第三項、第四十八条第十一項（第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）

（第四号の土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は同項第五号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。）

五百二十三条 土地改良事業を行なう者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第百十九条ただし書若しくは前条の規定による補償金を支払う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金（当該権利の及ぶべき額として定められたものに限る。）を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくともよい旨の申出があつた場合には、この限りではない。（補償金等の供託）

五百二十四条 土地改良事業を行なう者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第百十九条ただし書若しくは前条の規定による補償金を支払う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金（当該権利の及ぶべき額として定められたものに限る。）を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくともよい旨の申出があつた場合には、この限りではない。

五百二十五条 土地改良事業の実行に係る費用は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に対しても、その権利を行なうことができる。（一時利用地の指定等の場合の工事の施行）

五百二十六条 第五十三条の五第一項（第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条の二第六項の規定により一時利用地の指定があつた場合又は第五十三条の六第一項若しくは第二項（これららの規定を第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは第八十九条の二第六項若しくは第二項により從前の土地の全部若しくは一部について使用及び収益の停止の処分があつた場合に、これらの処分により使用し及び収益することができる者のがくなつた從前の土地又はその部分については、土地改良事業を行う者（その

委任を受けた者を含む。)は、その土地の所有者及び占有者の同意を得ることなく、当該土地改良事業の工事を行うことができる。

**第一百二十四条** 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府県にわたる場合には、この法律に規定する都道府県の事務は、第八十五条から第八十七条までに規定するものを除いて、農林水産大臣が処理する。

(特別区等に対する規定の適用)

**第一百二十五条** この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第二百五十一条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあつては区(総合区を含む。次項において同じ。)又は区長(総合区長を含む。)に適用する。

前項の規定を農業委員会等に関する法律第四十一条第二項の規定により区ごとに農業委員会を置かないこととされた指定都市に適用する場合は、前項中「この法律」とあるのは、「この法律(第三条第一項並びに第九十七条第一項及び第二項を除く。)」とする。

## 第二章 特別区の区域(特例)

### 第一百二十五条の二 都道府県知事は、都市計画区域内の土地に係る第二条第二項第二号の土地改良事業(当該事業と他の事業とを一体とした同一号の土地改良事業を含む。)に関し、土地改良事業計画又はその変更について審査する場合において、当該土地改良事業が道路その他の用に供する施設を廃止し、変更し、その他都市計画又は現に施行され、若しくは将来施行されるべき土地区域画整理事業若しくは住宅街区整備事業に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該土地改良事業計画又はその変更について、当該都道府県に設置された都道府県都市計画審議会及び当該土地を施行地区に含む土地区域画整理組合又は住宅街区整備組合の意見を聞くなどなければならない。ただし、政令で定める軽微な事項については、この限りでない。

#### (国の補助)

**第一百二十六条** 国は、その予算の範囲内において、都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する。

## 第六章 監督

(報告の徴収及び検査)

**第一百三十二条** 農林水産大臣又は都道府県知事は、土地改良区又は第九十五条第一項の規定により土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認められるときは、これらの者からその事業に關し報告を徵し、又はこれらの者の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

農林水産大臣は、連合会に法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款を遵守させるために必要があると認めるときは、連合会からその事業に關し報告を徵し、又は連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区が前項の命令に違反したときは、同項の命令に係る役員を解任することができる。

**第一百三十四条の二 農林水産大臣は、第百三十二条第二項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合において、当該連合会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該連合会に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。**

農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区が、第十五条规定する事業以外の事業を行つたとき。

土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は農林水産省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定によつて、命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは。

連合会が、第百十一条の九に規定する事業以外の事業を行つたとき。

左に掲げる場合には、農林水産大臣は、当該連合会の解散を命ずることができる。

(解散命令)

**第一百三十五条** 左に掲げる場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、当該土地改良区の解散を命ずることができる。

第一 土地改良区が、第十五条规定する事業以外の事業を行つたとき。

二 土地改良区が、正当な理由がないのに、設立の認可の公告があつた日から一年を経過してもなお総会を招集せず、又は農林水産省令で定める期間以上その事業を停止したとき。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは。

左に掲げる場合には、農林水産大臣は、当該連合会の解散を命ずることができる。

一 連合会が、第百十一条の九に規定する事業以外の事業を行つたとき。

二 連合会が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは。

三 土地改良区が、法令に違反した場合において、行政庁が第百三十四条第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは。

四 第百三十三条 土地改良区の組合員等が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑いがあることを理由として、行政庁に検査を請求した場合には、都道府県知事は、その土地改良区の事業又は会計の状況を検査しなければならない。

(違反行為に対する措置)

**第一百三十四条** 農林水産大臣又は都道府県知事は、第百三十二条第一項又は前条第一項の規定により報告を徵し、又は検査を行つた場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行つた場合は、第百三十二条第一項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(決議、選挙等の取消し等)

**第一百三十六条** 土地改良区の組合員等が、その総数の十分の一以上の同意を得て、総会、総代会にもかかわらず、これに従わないときは。

(決議、選挙等の取消し等)

**第一百三十六条の四** この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令の定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(事務の区分)

**第一百三十六条の五** 第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第八十五条の三第五項及び第十

一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務(国

營土地改良事業に係るものに限る。)並びに第八十九条の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

いてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内に、その議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

第三条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができるものと認めるときは、これらの者に対し

を執行する者に通知しなければならない。

**第一百三十七条** 第百九条（第一百十一条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第一百三十八条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第百十八条第一項の規定により国又は都道府県の職員が行う測量又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第百十九条の規定により国又は都道府県の職員が行う移転、除去又は取壊しを拒み、妨げ、又は忌避した者

三 第百三十二条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百三十二条第一項若しくは第二項又は第三百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 土地改良事業の施行に関して設けた標識を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百三十九条** 土地改良事業の施行に関して設けた標識を移転し、汚損し、き損し、又は除去した者は、二十万円以下の罰金に処する。

**第一百四十条** 土地改良区の役員若しくは総代（法人を除き、総代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）又は土地改良区連合の役員若しくは議員（法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。）が、その職務に関して賄を受け、要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

三 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し賄を受け、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

四 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第一百四十一条** 前条第一項から第三項までに掲げる者に対しわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

**第一百四十二条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関する第百三十七条及び第百三十八条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本条の罰金を科する。

**第一百四十三条** 次に掲げる場合には、土地改良区の役員又は組織変更後一般社団法人の理事若しげ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

**第一百四十四条** 次に掲げる場合には、土地改良区若しくは土地改良区連合又は連合会の理事若しくは監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十五条又は第一百十一条の九に規定する事業以外の事業を営んだときは。

業の七第一項の規定による登記を除く。）をすることを怠つたとき。

**第二十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したとき。

**第二十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反してこれららの規定に規定する者に該当する者を監事に選任しなかつたとき。

**第二十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正的通知をしたとき。

**第二十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反して通知することを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第二十六条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第二十七条** （これらの規定を第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

**第二十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第二十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十六条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十七条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第三十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十六条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十七条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第四十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

十六 この法律の規定による登記（第七十六条の七第一項の規定による登記を除く。）をすることを怠つたとき。

**第五十五条** 第九十四条の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地中間管理機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

**第五十六条** 第十四条第二項、第七十八条第二項又は第一百十一条の六第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

**第五十七条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第五十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十六条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十七条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第六十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十六条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十七条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十八条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第七十九条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十一条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十二条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十三条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十四条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。

**第八十五条** 第百十一条の二十八において準用する場合を含む。の規定に違反したことを見り、又は不正の通知をしたとき。



**附 則** (昭和三七年五月一一日法律第一)

**六一号** 抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和三七年五月一一日法律第一)

**二七号** 抄

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和三七年五月一一日法律第一)

**四〇号** 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の処分

4 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)については、この法律の施行後にも、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

6 この法律による改正前の規定によると、前項による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な

お従前の例による。ただし、この法律による改

正後の規定による出訴期間がこの法律による改

正前の規定による出訴期間より短い場合に限

る。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることがなつたものについ

ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

十九条後段及び第二十一条第二項から第五項ま

での規定を準用する。

規定、附則第二十条の二の次に一条を加える改

正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分に限る。)、附則第二十

五条(地方開発事業団に関する部分に限る。)

及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の

改正規定等」という。)は公布の日から、普通

地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補

正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金

に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五

条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項及び第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十

三条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に

関する部分を除く。)、附則第二十五条(地方開

発事業団に係る部分を除く。)並びに附則第二

二十六条から附則第三十四条までの規定は同年

四月一日から施行する。

7 土地改良事業計画の変更若しくは土地改良事

業の廃止の認可の申請又は土地改良区に係る新

たな土地改良事業の施行の認可の申請で、この

法律の施行前に旧法の規定によつしたものに

係る当該土地改良事業計画の変更若しくは土地

改良事業の廃止又はその新たな土地改良事業の

開始の手続については、なお従前の例によ

る。

8 この法律の施行前にした旧法第八十七条の三

第一項の規定による公告に係る土地改良事業

の施行前に当該拡張に係る土地改良事業

計画の変更につき旧法第八十七条の三第一

項の規定による公告があつた場合)に

おいて、その申請に係る認可をした旨の

旧法の規定による公告があつたとき(國

當土地改良事業及び都道府県當土地改良

事業にあつては、農林大臣又は都道府県

知事がその旧法第八十七条の三第一項の

規定による公告に係る土地改良事業計画

の変更の手続が完了する日として一定の

日を指定したとき)は、その認可に係る

公告の時(國營土地改良事業及び都道府

県當土地改良事業にあつては、その指定

**附 則** (昭和三九年九月一五日法律第一)

規定、附則第二条第二項第三号の事業のうち、農

地(同様第一項の農地をいう。)以外の農用

地(改正後の土地改良法(以下「新法」とい

う。)第二条第一項の農用地をいう。)の開田

開畠の工事を内容とし、又は内容の一部に含

むもの(以下「農用地開田開畠事業」とい

う。)であつて、この法律の施行の際現に施

行中のもの(現に着手されていなくても、そ

の時までに旧法によるその開始に係る手続

(土地改良区にあつては、設立の手続を含む

)が完了して、適法に当該事業に着手でき

る状態にあるものを含む。)

9 旧法第二条第二項第三号の事業のうち、農

地(同様第一項の農地をいう。)以外の農用

地(改正後の土地改良法(以下「新法」とい

う。)第二条第一項の農用地をいう。)の開田

開畠の工事を内容とし、又は内容の一部に含

むもの(以下「農用地開田開畠事業」とい

う。)であつて、この法律の施行の際現に施

行中のもの(現に着手されていなくても、そ

の時までに旧法によるその開始に係る手続

(土地改良区にあつては、設立の手続を含む

)が完了して、適法に当該事業に着手でき

る状態にあるものを含む。)

10 旧法第八十七条の二第一項の規定による

申請に係る土地改良区の設立については、

なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした旧法第八十五条第一

項の規定による申請に係る土地改良事業の開始

の手続については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第一

項の規定による申請に係る土地改良事業の開始

の手續については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和三八年六月八日法律第九九)

規定、附則第一号及び適用区分

**六一號** 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和三八年六月八日法律第九九)

**四〇号** 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の処分

4 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)については、この法律の施行後にも、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

6 この法律による改正前の規定によると、前項による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な

お従前の例による。ただし、この法律による改

正後の規定による出訴期間がこの法律による改

正前の規定による出訴期間より短い場合に限

る。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることがなつたものについ

ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

十九条後段及び第二十一条第二項から第五項ま

での規定を準用する。

**附 則** (昭和三九年六月二日法律第九四)

規定、附則第一号及び適用区分

**六一號** 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和三九年六月二日法律第九四)

**四〇号** 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律による改正前の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他のこの法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の処分

4 前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)については、この法律の施行後にも、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

6 この法律による改正前の規定によると、前項による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な

お従前の例による。ただし、この法律による改

正後の規定による出訴期間がこの法律による改

正前の規定による出訴期間より短い場合に限

る。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に關する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることがなつたものについ

ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第

十九条後段及び第二十一条第二項から第五項ま

での規定を準用する。



## (特別徴収金に関する経過措置)

この法律の施行前に旧法により開始の手続が完了した土地改良事業若しくはこの法律の施行前に旧法により設立の手続を完了した土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする。

土地改良事業又は附則第二項の規定により從前例によつて設立される土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業若しくは前三項の規定によりその開始の手続に於て準用する場合を含む。)の規定にかかる土地区改良事業(これら土地改良事業のうち國が行なう埋立て又は干拓(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号))により行なうものその他國の所有に属する土地について行なうものに限る。)を除く。)については、改正後の土地改良法(以下「新法」という。)第三十六条の二第一項(新法第九十六条の四において準用する場合を含む。)及び第二項、第九十条の二並びに第十一條の二の規定は、適用しない。

この法律の施行前に旧法第九十四条の八第三項の規定により交付された配分通知書に記載された埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地に係る特別徴収金については、新法第九十条の二の規定にかわらず、なお從前の例による。

## (換地に関する経過措置)

この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処理については、なお從前の例による。

旧法第五十三条の三第一項(旧法第八十九条の二第三項、第九十条並びに第九十条の四において準用する場合を含む。)の規定により前項に規定する換地計画において定められた換地の取得については、なお從前の例による。

この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までに換地計画を定め、又は変更する場合には、新法第五十二条第四項(新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。)及び第九十条において準用する場合を含む。)の規定にかわらず、新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかなくてもよい。

前項の規定により新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかないで定められ、又は変更された換地計画の適否の決定及び異議の申出

## の決定については、新法第五十二条の二第四項及び第五十二条の三第二項(これらの規定を新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。)及び第九十条において準用する場合を含む。)の規定にかかる。

## (施行期日)

及び第五十二条の三第二項(これらの規定を新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。)及び第九十条において準用する場合を含む。)の規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

## (施行期日)

第一 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ當該各号に定める日から施行する。

## 一から四まで 略

五 第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十条まで、第三十三条及び第三十五条の規定、第三十六条の規定(電気事業法第五十一条、第三十九条及び第四十三条の規定並びに附則第八条(第三項を除く。)の規定)公布の日から起算して三月を超えない範囲内において準用する場合を含む。)の規定にかかる。

## (農業用排水施設等の管理に関する経過措置)

合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七条の二第一項(新法第八十四条、第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)に規定する事業を行なつて六月以内に、これらの規定に適合するように管理規程を変更し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

## (その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされていける許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

## (土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に國が行つている土地改良事業の工事で第一条の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。)第八十八条の二の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源とするものは、第一条の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。)第八十九条の二第一号から第四号までに掲げる事業の工事にあつては、新土地改良法第八十八条の二第二項の規定による申請に基づき同条第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつて財源とする工事とみなす。

## (政令への委任)

第三条 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項(旧法第九十六条において準用する場合を含む。)及び第九十条において準用する場合を含む。)の規定にかかる。

## (換地に関する経過措置)

この法律の施行前にした改正前の土地改良法(次項において「旧法」という。)第四十八条第三項、第八十七条の三第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による

## (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則抄)

第一 条 この法律は、昭和五一年三月三一日法律第六五号)抄

## (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則抄)

附則(昭和五一年六月一一日法律第六五号)抄

## (施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

## (附則抄)

附則(昭和五一年七月一八日法律第六五号)抄

## (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## (換地に関する経過措置)

三 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一項(旧法第九十六条及び第九十七条の四において準用する場合を含む。)及び第九十条において準用する場合を含む。)の規定による改正後の國有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金金融特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

## (政令への委任)

四 附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第六条及び第八条から第十二条までの規定による改正後の國有林野事業特別会計法、道路整備特別会計法、治水特別会計法、港湾整備特別会計法、都市開発資金金融特別会計法及び空港整備特別会計法の規定は、昭和六十二年度の予算から適用する。

## (附則号)抄

第二条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第三条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第四条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第五条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第六条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第七条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第八条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第九条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第十条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第十一条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第十二条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

第十三条 附則第二条及び第三条に定めるもののはか、この法律の施行に係る必要な経過措置は、政令で定める。

## (附則号)抄

施行する。ただし、第一条中土地改良法第三十一条、第八十八条の二及び第九十条から第九十二条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。  
 (土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条及び九十六条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた國營土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十二条第一項若しくは第五項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十二条第二項の規定により負担させた都道府県營土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。  
 (諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諒問その他の求めがされた場合においては、当該諒問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、諒問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものをお除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年六月一六日法律第七〇号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月二条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。  
 (土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条及び九十六条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた國營土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十二条第一項若しくは第五項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十二条第二項の規定により負担させた都道府県營土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際して必要な経過措置は、政令で定める。

施行する。ただし、第一条中土地改良法第三十一条、第八十八条の二及び第九十条から第九十二条までの改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成四年四月一日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前にした第一条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条及び九十六条の四において準用する場合を含む。）の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていないものの処理については、なお従前の例による。

第三条 平成四年三月三十一日以前に、国が、その事業に要する費用の一部につき、その全部又は一部を旧土地改良法第九十条第一項の規定により負担させた國營土地改良事業に係る当該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

第四条 平成四年三月三十一日以前に、都道府県が、その事業に要する費用につき、その全部若しくは一部を旧土地改良法第九十二条第一項若しくは第五項若しくは同条第四項において準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十四条の分担金として徴収する処分をし、又は旧土地改良法第九十二条第二項の規定により負担させた都道府県營土地改良事業に係る当該分担金の徴収又は該負担金の負担及び徴収については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその負担及び徴収につきなお従前の例によるものとされた分担金又は負担金に係る土地についての特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行の日から施行する。  
 (諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諒問その他の求めがされた場合においては、当該諒問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、諒問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものをお除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
 (施行期日)

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年一月一日法律第九号の施行日から施行する。

（施行期日）

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行に同条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公報を行つたものとみなす。）の施行前にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十九号）の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に係る部分に限り、第二百四十四条の規定（兩議院の同意を得ることに係る部分に限り）、第四十四条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限り）、農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行に同条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公報を行つたものとみなす。）の施行前にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限り、第二百四十四条の規定（兩議院の同意を得ることに係る部分に限り）、第四十四条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限り）、農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行に同条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公報を行つたものとみなす。）の施行前にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分に限り、第二百四十四条の規定（兩議院の同意を得ることに係る部分に限り）、第四十四条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限り）、農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行に同条の規定による改正前の土地改良法（以下この条において「旧土地改良法」という。）第五十二条第一項（旧土地改良法第九十六条の二第一項若しくは第五十二条第一項の規定による承認を得ている者は、当該承認に係る事項につき、第十二条の規定による改正後の土地改良法第二十九条第二項の規定による公報を行つたものとみなす。）の施行前にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとするものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。)の施行前に改訂前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを改訂後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改訂後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

施行日前にされた国等の事務に関する处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)が前行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分があつた行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政不服審査法の規定によるとみなされる行政府が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理する。

ることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

一から二十五まで 略

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則(平成二年一二月二二日法律第十六〇号)抄**

(施行期日)

この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

2

この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十五条第一項(新法第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

3

この法律の施行前にした旧法第八十五条の二第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十五条の二第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十五条第二項(新法第八十五条の二第二項並びに第八十五条の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4

この法律の施行前にした旧法第八十五条の四第三項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

5

この法律の施行前にした旧法第八十七条の二第二項の規定により、いずれの市町村長の意見の聴取も要しないかつたものに限る。)に係る土地改良事業の開始の手続きについては、新法第八十五条の四第三項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

6

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

7

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

2

この法律の施行前にした旧法第八十五条の三第四項(同条第十一項に於いて読み替えて準用する場合を含む。)に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

3

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

4

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

5

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

6

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

7

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

2

この法律の施行前にした旧法第八十五条の三第四項(同条第十一項に於いて読み替えて準用する場合を含む。)に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

3

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

4

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

5

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

6

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

7

この法律の施行前にした旧法第八十七条の三第一項に於いて読み替えて準用する新法第八十七条の二第一項の規定による申請(同条第二項のただし書きを超えない範囲内において政令で定める日から施行する。)

法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされないものの処理については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一四年一月八日法律第一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

**第一条** この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五条)次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六条項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。(罰則の適用等に関する経過措置)

**第十二条** 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月一一日法律第一四七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超過しない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成一七年七月二六日法律第七七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、農地林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がなされないものの処理については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一九年三月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年三月三一日法律第二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められたる日から施行し、第二条第一項第四号、第十六条号及び第十七号、第二章第四節、第十六節及び第十七節並びに附則第四十九条から第六十五条までの規定は、平成二十年度の予算から適用する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則** (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二三年五月二五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月二四日法律第七〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二十年四月一日

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

**第三百八十三条** 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際、現に附則第二百六十六条の規定による改正前の土地改良法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもつてその財源としている土地改良事業については、同条の規定は、なおその効力を有する。

**第三百九十二条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第三百九十二条** (その他の経過措置の政令への委任)

**第一条** この法律は、公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。、第九十九条(道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第十八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る。)、第一百四十二条(共同溝の整備等に関する特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条(共同溝の改正規定に限る。)、第一百四十三条(都市再開発法第百三十三条、第二百二十一一条(都市再開発法第百三十三条の改正規定に限る。)、第二百二十五条(公用地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。)、第二百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第百条の改正規定に限る。)、第二百三十三条、第二百四十七条(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。)、第二百四十九条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十二条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。)、第二百四十九条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百五十三条、第二百五十五条(都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十二条第一項の改正規定に限る。)、第二百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定に限る。)、第二百五十九条、第二百六十条(地域における多様な需に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定(「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。)並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。)、第二百六十二条(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定(同条第七項中「ときは」を「場合においては、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には、削る部分を除く。)、第二百六十三条(農地法第五十七条の改正規定に限る。)、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十七条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第二百六十六

条、第二百六十七条、第二百七十七条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。)、第二百六十六

七十五条及び第七百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第六条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百十一条、第一百三十条、第一百五十五条及び第一百十八条の規定）公布の日から起算して三月を経過した日  
土地改良法の一部改正に伴う経過措置

三十三条 第五十九条の規定の施行前に同条の規定による改正前の土地改良法第九十六条の二第一項又は第九十六条の三第一項の規定により同じ。の施行前にした行為及びこの附則の協議の申出があつた土地改良事業の開始、変更又は廃止については、なお従前の例による。

罰則に関する経過措置

八十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において「経過措置を含む。」は、政令で定める。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

政令への委任

八十三条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

附 則（平成二五年一二月一三日法律第一〇一号）抄

施行期日

附則第八条の規定 公布の日  
政令への委任

八条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**第一條** この法律は、公布の日から起算して九月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（罰則に関する経営者配置）  
施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第六条から第八条までの規定は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 第一条の規定による改正後の土地改良法第二条第二項(第五号に係る部分に限る。)の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に着手して監督について適用する。

**第三条** この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第二条の規定による改正前の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第四条第一項の規定により同項の代表者がした

附則（平成二七年九月四日法律第六三

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七条  
条（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第一百九

改正後の土地改良法第九十七条第六項、第九十九条第九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業會議が述べた意見は、前条の規定による九項又は第九十九条第十項の規定により都道府県農業會議が述べた意見は、前条の規定による

**都道府県機構が述べた意見とみなす。**  
**(罰則に関する経過措置)**  
**百六十四条** この法律の施行前にした行為並びに  
この附則の規定によりなお従前の例によることと  
される場合及びこの附則の規定によりなおおこな  
れる場合のうち、前項の規定によるものとみなさ  
れることとする場合は、この附則の規定によるもの  
とみなす。

の効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、なほ従前の例による。(政令への委任)

法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関するもの)は、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関するもの)を含む。」は、政令で定める。

四 施行日前に旧土地改良法第八十五条第一項

若しくは第八十五条の三第二項又は土地改良法第八十五条の二第二項、第八十五条の三第

七項、第八十七条の二第三項若しくは第九十条の二第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七条の三第三項又は土地改良法第九十六条の三第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手続

(罰則に関する経過措置)

**第七条** この法律に規定するものと同一の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第八条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

**第九条** 政府は、土地改良事業が効率的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二号) 抄 (施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(利水調整規程に関する経過措置)

**第七条** この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合について、新法第五十七条の三の二(新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

**第八条** 新法第六十九条(新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定(貸借対照表

地改良法(以下「旧法」という。)第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。

(役員に関する経過措置)

**第三条** この法律の施行に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律による改正後の土地改良法(以下「新法」という。)第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(総代及び総代会に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行の際現在に在任している総代並びにその手續が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される代理人については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第二十四条の規定は、施行日以後に決議される解散又は合併について適用する。

**第五条** 新法第二十八条第二項(新法第二十三条号)の規定は、施行日以後にその通知を発して招集する総会及び総代会について適用する。

(決算関係書類に関する経過措置)

**第六条** この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第二十九条、第二十九条の二及び第三十条第一項第七号(これらの規定を新法第八十四条において準用する場合を含む)の規定(貸借対照表に係る部分に限る)は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第二項に一号を加える改正規定及び同条第三項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く)、第二条中農業經營基盤強化促進法の目次の改正規定、同法第二章第三節を削除する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る)、第四十五条(第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。)に限る)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三までの規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第七十一条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第一条** この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

(土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置)

**第二条** この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされたこの法律による改正前の土

事由により土地改良区及び土地改良区連合が解散した場合について適用する。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに規定するものと同一の行為に対する罰則の規定は、政令で定める。(検討)

**第十条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則 (令和元年五月二四日法律第一二号) 抄 (施行期日)**

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条) 抄 (施行期日)**

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条) 抄 (施行期日)**

**第一条** この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

**附 則 (令和四年三月三一日法律第九号) 抄 (政令への委任)**

**第七十二条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

**第七十三条** 政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)  
第一条

この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定(「第二十九条の二(第三項)の改め部分を除く。」、「第二十九条の二(第三項)の改正規定」、「第八十三条(見出しを含む。)の改正規定」、「第二章第一節中第五款を第六款とし、第七十五条の次に款名及び目名を付する改正規定、第七十六条の改正規定、同条の次に九条及び一目を加える改正規定、第九十一条第一項の改正規定、第四十五条を第一百四十六条とし、第一百四十四条を第一百四十五条とする改正規定並びに第一百四十三条を第一百四十四条とし、第一百四十二条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置)

**第二条** この法律による改正後の土地改良法(以下この条において「新土地改良法」という。)第八十七条の三第一項(土地改良法第二条第二項第一号又は第七号の事業に係る部分に限る。以下同じ。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号。次項において「機構法」という。)第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。以下同じ。)(新土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。次項において同じ。)について適用する。前項の規定にかかるらず、機構法第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日前に取得した機構法第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得たときは、当該農用地については、新土地改良法第八十七条の三第一項の規定を適用する。  
(附則第一条ただし書に規定する規定の施行の前日までの間の読み替え)

**第三条** 施行日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間ににおけるこの

法律(同条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の土地改良法第一百十一条の二十二(第五項並びに第一百四十三条第十五号及び第十六号)の規定の適用については、同項中「会社法」とあるのは、「会社法(平成十七年法律第八十六号)」とし、同条第十五号中「公告(第第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。))の規定による公告を除く。」とあるのは、「公告」とし、同条第十六号中「登記(第七十六条の七第一項の規定によること登記を除く。)」とあるのは、「登記」とする。

(施行期日)  
号)抄

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則に関する経過措置  
**附 則** (令和四年五月二〇日法律第四四号)抄

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定  
(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

**第二条** 前条第一号に掲げる規定の施行の日前に第八条の規定による改正前の土地改良法(以下この条において「旧土地改良法」という。)第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第八十七条の五第一項の規定により市町村の議会の議決を経てその応急工事計画を定めた土地改良法第二条第二項第五号の土地改良事業に関する旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条第一項の規定による賦課徵収、旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第三十六条の三第一項の規定による徵収及び旧土地改良法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する旧土地改良法第九十条第四項の規定による徵収について、なお従前の例による。  
(附則第一条の委任)

**第六条** 附則第二条から前条までに規定するもの

法律(同条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の土地改良法第二条第一項の規則並びに第十六条の二第二項の規定によること登記を除く。」とあるのは、「会社法(平成十七年法律第八十六号)」とし、同条第十五号中「公告(第第七十六条の三第二項(第七十六条の十六において準用する場合を含む。))の規定による公告を除く。」とあるのは、「公告」とし、同条第十六号中「登記(第七十六条の七第一項の規定によること登記を除く。)」とあるのは、「登記」とする。

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を経過しない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十八条の規定は、公布の日から施行する。  
(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する経過措置)

**第二十八条** 土地改良法第九十一条の二第六項第一号に掲げる者が、この法律の施行前に旧基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつてこの法律の施行前又は施行後に設定され、又は移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除をした場合における特別徴収金の徴収については、なお従前の例による。

(施行期日)  
号)抄

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)  
第一条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則** (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)  
第一条 第五百九条の規定